

史苑ゆまと



歴史に学ぶ

会長 佐藤光一

私は、同年輩の人たちの例に漏れず、いわゆる軍国少年でした。そういう教育を受け、必然的にそうなったのでした。そして、お国のためにわが身を捧げ、死して護国の鬼となり、靖国神社に祀られるのが最高の理想と考えていました。

昭和一八年(一九四四)小学校を卒業すると、名古屋陸軍造兵廠技能者養成所に入所しましたが、病氣を得て解雇され、帰宅する羽目になりました。それからというもの、お国の為に働くことの出来ない身を託しながら、悶々とした日々を送りました。

昭和二〇年八月一日、玉音放送を聞いた時には、雑音がひどくて、内容が十分には把握できませんでしたが、戦争に負けたのだということが分かり、集まっていた人たちはみんな大声で泣いていました。私も足ががたがた震えて、立っていることが困難なくらいだったことを、今でもはつきり覚えております。

二三年七月、郡上高校に定時制が設けられ、入学しました。一九歳でした。高校時代は、英語に熱中し、他の教科はお座なりにしてしまいました。が、それでも、入学して間もなく、シヨックにも似た感動を覚えた教科書がありました。文部省発行の『民主主義』上下二冊です。(もつとも、下巻は翌二四年に発行されたのですが。)これらは少年少女のために書かれた本ですが、私には、敗戦の虚脱状態から立ち直らせ、人格形成の基を作ってくれた貴重な本で、五十有余年経つた今でも大切にしております。

前年(昭和二二年)五月三日に『日本国憲法』が施行されたこともあって、この教科書は随所に執筆者の熱気が感じられます。

「民主主義とはいったいなんだろう。：民主主義を単なる政治のやり方だと思ふのは、まちがいである。民主主義の根本は、それは、みんなの心の中にある。全ての人間を個人として尊厳な価値を持つものとして取り扱おうとする心、それが民主主義の根本精神である。：人間の尊厳を知る人は、自分の信念を曲げたり、ボスの口車に乗せられたりしてはならないと思うであろう。同じ社会に住む人々、隣の国の人々、遠い海のかなたに住んでいる人々、それらの人々がすべて尊厳ある人生の営みを続けていることを深く感ずる人は、：平和な住みよい世界を築き上げて行こうと決意するであろう。：」「(はしがきより)。私がおつとも強い印象を受けたのは次の一節であります。

「人間の文化の程度が低い時代には、支配者たちはその動機を少しも隠そうとしなかった。部落の酋長や専制時代の国王は、もつと強大な権力を得、もつと大規模な略奪をしたいという簡単な理由から、露骨にかれらの人民たちを酷使したり、戦争にかり立てたりした。ところが、文明が向上し、人知が発達して来るにつれ、専制主義や独裁主義のやり方もだん／＼じょうずになってくる。独裁者たちは、彼らの貪欲な、傲慢な動機を露骨に示さないで、それを道徳だの、国家の名譽だの、民族の繁栄だのというよそ行きの着物で飾るほが、いつそう都合がよいし、効果もあけるといふことを発見した。：」「(民主主義の本質より)

私のつたない体験の中にも、為政者が、「国益」だの、「愛国心」だの、「人道支援」だのという、抽象的な、誰にも正面切つて反対を唱えにくい言葉を多用する時は、きつとよからぬ事を考えているのだと、確信できます。

私のような一般市民が歴史を学ぶことの意義は、歴史に学ぶことによつて、目覚めた一市民となり、最も確かな嘘発見器になることではないだろうかと思ひます。そして、つねに原則を貫こうとする態度失わず、青いとか何とか言う批判を恐れないうことだと思ひます。

『大和町史史料編続編下・二』刊行

高橋 義一

編集の経過

『大和町史史料編続編下・二』は、明治元年（昭和三〇年）一八六八（一九五五）、九〇年たらずの間の「当町の史料」を、近代編」として編集したものです。当町の史料とは、町内に所蔵されて来た記録・文書等を厳選し、さらに抄出して筆写、編集委員全員が原本に照らし合わせて正したものです。その筆写原稿は、

下巻一 第一章政治、第二章経済

下巻二 第三章社会、第四章文化、第五章諸統計、補遺

に大別され、各章の節・項・目に細分した所へ、編年にして組み入れました。そのうえ、判りにくい史料には解説文を付け、総括的な解説を加えました。ゲラ刷りも、一字一句に誤りの無いように皆で校正しました。確かな歴史書は、古来そのように厳格に編集されており、当町も第一次編集時（昭和四四年）から厳しくして参りました。当町史には、誤文・誤植が少ないと、各位から評価されて来たゆえんです。第二次の史料編続編編集事業は、平成四年（一九九二）から始まりました。こうした極めて厳格にして面倒な「史料」の編集中、有代新吾副委員長、森藤幸副委員長、畑中浄園委員長、鷺見清副委員長を相次いで亡くし、日置繁委員

が病氣退任し、武藤正文委員が遠地に転出されて、委員の補充が続けられて来ました。

第一次は村長の直属でした。第二次は町長の任命で教育委員会の所属になりましたが、無報酬のボランティアとして、毎週の定日に編集室に出勤して仕事を進めました。その間、改訂『文化財やまと』を刊行するため、新たな文化財指定のための調査や編集作業に一年半懸かり、さらに三か所から出土した中国古銭二万枚近くを一枚一枚剥離し、铸造年代別に整理するなど半年ほど費やしました。

町内には、一、各区が引き継いで来た
区有文書 二、町が「永久保存」として
来た町有文書 三、
社寺伝来の文書 四、
庄屋・戸長・区長・
議員等をした家の個人
人有文書等があります。
徹底的に探索した膨大な量の文書は、



町民の絶大な協力のたまものであって、先ずもって厚くお礼を申し上げねばなりません。また、史料の不明な点の問い合わせなどに対し丁寧なご指導を頂いた事は数知れず、併せて厚く感謝申し上げますねばなりません。

明治以来、天皇中心の中央集権政治体制が敷かれたので、村の文書は、国・県・郡に関りが深く、上からの指導・命令が一筋に貫かれています。従って「史料」として厳選したものの中には、国・県の文書や、『日本歴史』にも見られるはずで、ところが全く判断のつかない文書が発見されました。明治三〇年弥富・山田・西川の三村が生まれた直後から「特別税」・「寄付金割賦」という耳馴れない字句を見つけたので、早速名古屋国税局総務課へ問い合わせました。すると、それは貴村だけが課したものではないかと返答されました。

その後、村長が内務大臣並びに大蔵大臣に直訴的な請願をして「特別税」の許可を受けた文書と共に、両大臣が課税率の範囲を示した許可証が次々と発見されたので、それをコピーして同国税局へ送りました。

国税局からは、日本の税制史を論じた刊本の一節をコピーして添え、「この通り町村の財政措置として〈特別税賦課〉を施行した例は見当たりません。しかし今後の研究課題にします」という丁寧な回答が寄せられました。

その外に、目を見張るような予想外の文書が次々発見されました。

それらは近世以前の文書と違って、読みやすく、かつ関係文書が連なっているもので、解説と共に読んで下されば、村から国までの歴史が理解されるものと確信します。下巻一・二の印刷が出来上がりが次第、町の内外に発注されることになりました。お買い上げの上は是非とも座右に置かれて、すさまじい時代をすさまじく生き抜いた先祖・先輩の足跡を確かめ、良き指針とされて子々孫々に伝え、語り継がれる事を切望してやみません。

編集委員（平成一六年三月末現在）

委員 高橋義一

土松新逸

加藤文蔵

佐藤光一

河合利雄

大野一道

山田真人

顧問 佐藤とき子

白石博男



郡上城主三代目

稲葉氏のこと

佐藤 とき子

一 歌人の心をとらえた城の石垣

「興亡の幾代をいまに 城の垣 石のいのちの 姿しづまる」。

「城の垣 苔生枯れつつ 積む石の 容さながら 歳月を負ふ」。

この二首は平成八年八幡町を訪れた千代國一氏が八幡城の石垣に心打たれて詠まれたものである

千代國一氏は宮中歌会始の選者をつとめられた人で、平成九年



稲葉一鉄像

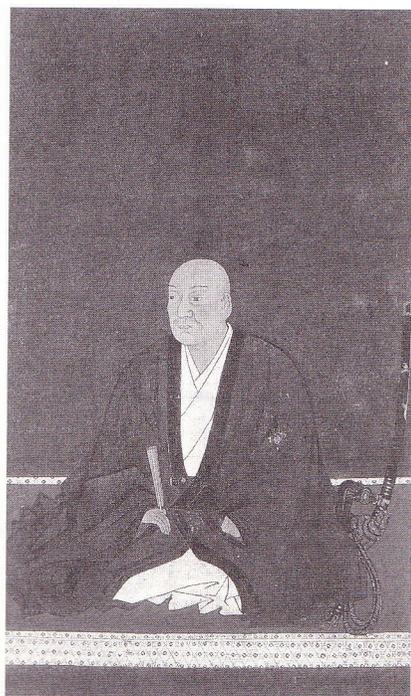
の歌会始に選者から提出する歌として右の第一首目を宮内庁へ納められた。後日選者五名が御所に招かれたとき、天皇陛下から八幡城につき種々御下問があったという。千代氏は八幡城で案内の人に「多くの城に行っているが、この城のように心にしみ込む力を持った石垣ははじめてだ」と絶賛されたということであるが、この石垣の基礎を造ったのは周知の通り第三代郡上城主稲葉貞通である。

稲葉氏が郡上城主であったのは、天正一六年（一五八八）から慶長五年（一六〇〇）のわずか一二年間であったが、この間に石垣は築かれた。勿論現在までに何回かの改修はあったが、基本的には変わっていない。城山裏手の上ヶ洞奥には石切り場と呼ぶ採石跡や、石を運んだ道も「車坂」といって残っている。

稲葉氏は「稲葉流」という城づくりの名人として有名なのであるが、郡上としては今一歩稲葉氏を深く知らねばと思うのである。

二 稲葉氏の先祖の人たち

平安末期のころ、伊予の国（愛媛県）で実権を持っていた豪族で室町期には守護大名として水軍を巧みに使い領地を拡大していたのが河野氏であった。河野水軍の海上勢力は強大で、源平合戦では源氏に協力、南北朝の動乱でも活躍している。ところが戦国時代に一族内に争いが起こり、天正一三年（一五八五）豊臣秀吉の四国・九州平定の出兵軍に破れたことから本家は断絶した。



稲葉貞通像

この河野氏の分家が、室町後期に美濃（岐阜県）に移っており、『稲葉氏』を名乗ったのである。稲葉は金華山の古名 伊奈波山（稲葉山）からきている。

岐阜県揖斐川町月桂院（稲葉氏菩提寺）の古記録で近年判明したことによると、稲葉通貞（塩塵）なる人があり、土岐氏の配下になっていたという。この塩塵の子に通則、孫に良通（一鉄）があった。ところが塩塵の子通則は大永五年（一五二五）ある戦いで五人の子と共に討死してしまふという大事件が起きた。

三 崇福寺と稲葉氏のこと

現在の岐阜市長良福光に崇福寺という臨済宗妙心寺派の寺がある。この寺の創建は土岐成頼であろうと言われており、彼は土岐家八代、美濃の守護職にあった人である。一四九七年に没してい

るが、一説には当時の守護代であった斎藤利安の創建か？とも言われている。いずれにしても守護にかかわる名刹である。

実は稲葉塩塵の孫、一鉄は幼い時からこの崇福寺に入っていたのである。そしてあの有名な「快川和尚」が六一歳まで崇福寺第三世住職としておられた仏弟子として教えを受けていたのであった。

しかし、塩塵は稲葉家の世嗣が無くなったので、孫の一鉄を還俗させ跡取りとした。このころ、崇福寺には後に京都妙心寺に入られた南化・湖南といった名僧もおられ、一鉄は大人物に囲まれての子供時代であったというわけである。

四 甲斐の国恵林寺と快川和尚と南化円明国師

甲斐の国（山梨県）の恵林寺は、臨済宗妙心寺派の名刹で武田信玄の菩提寺でもある。信玄は深く帰依していた名僧の「快川和尚」を岐阜の崇福寺からは是非にと懇請して恵林寺に招じ入れた。永禄年間のことであった。



絹本着色円明国師頂相

しかし天正一〇年（一五八二）武田氏は滅亡。その直後織田信長によって恵林寺は金山焼き払われた。住持であった快川和尚以下百余名の僧は恵林寺の三門の上へ登り運命を共にした。このとき快川和尚の「心頭滅却すれば火もまた涼し」の言葉は天下に有名であるが、美濃のその後にとっては今一つ重要な事実があった。

それは恵林寺三門上で焼死寸前の快川和尚が、美濃崇福寺以来伴っていた弟子の湖南（師の快川と共に死のうとしていた）に、火のつきかけている自分の袈裟を脱ぎ最後の言葉をそえて、これを快川の法嗣である円明に渡すよう固く言いつけたのであった。

円明は岐阜の崇福寺から京都の妙心寺に移り、後に国師号を与えられた「南化円明国師」のことで、稲葉一鉄が崇福寺にいた幼児以来、帰依した高僧である。従って一鉄の子である稲葉貞通も深く帰依し、貞通はたびたび京都妙心寺を訪れている。さらに彼は妙心寺内に塔頭「知勝院」を建立した。この知勝院の長が南化円明国師の第一番の法嗣「半山和尚」である。

五 遠藤慶隆と半山和尚と慈恩寺

慶長五年（一六〇〇）は関ヶ原合戦の年であるが、九月一日は八幡城の合戦の日でもある。秀吉のために加茂郡へ左遷されていた遠藤慶隆は家康の許可のもと、金森家の応援を得て八幡城をとりもどす戦いをいどんだ。

この戦いは和議となり、稲葉貞通は伊勢に退き、後九州白杵

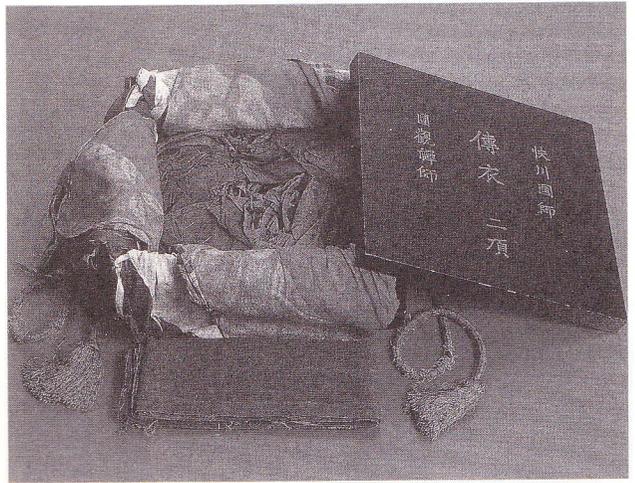
（大分県）に五万石で封ぜられたのであった。このころから、意外なことに遠藤慶隆は、貞通の手引きでたびたび京都妙心寺の中の知勝院（貞通の建立）を訪れているらしいのである。

この知勝院は前記のように円明国師の法嗣第一座の半山和尚が住持を勤めておられた。何回も半山和尚に接するうち、その徳に打たれた慶隆は郡上八幡に寺を開いてほしいと何回も願った。しかし妙心寺の長である円明国師は許可されなかった。

ところが一六〇四年、円明国師が死去され、一六〇六年円明国師の三回忌を終えられた半山和尚は慶隆の願いを受け入れられて八幡へ入り、慈恩寺を開いてくださったのである。

円明国師は正しくは「南化花園玄興大和尚」と申し上げ、諡号は「三位花園定慧円明国師」別称「虚白」で、一六〇四年、六六歳でお亡くなりになった。後陽成天皇や、織田信長たちも深く崇敬していた大高僧であった。

甲斐恵林寺の炎の中で快川から湖南へ渡された「火定の袈裟」は円明へ届けられ、稲葉一鉄との縁を通して円明の法嗣となった湖南へ快川の袈裟はゆずられた。そして稲葉氏が九州白杵へ移封されるにあたり、稲葉家の菩提寺月桂寺を白杵に開くため湖南は同道し、一六〇八年月桂寺は開山された。「火定の袈裟」は現在も大切に守られている。稲葉貞通は一六〇三年に京都で死去したので、完成した月桂寺を見ることはできなかった。



火定の袷

六 稲葉氏余聞いろいろ

稲葉一鉄という人は、六尺ゆたかな体格で武勇に優れた人であつたというが、学問に秀で、和歌を詠み、漢書・茶の湯・医学まで極めていたとのことである。

又禪宗に深く帰依し、神社仏閣を敬う心は代々受け継がれていった。一五九三年（文禄二）貞通が長瀧寺へ行きしばらく滞在

したという記録がある。そして長瀧寺で連歌の会を開いたという。この時「白砂に杉は千年の深雪かな」と詠んだ記録が残っている。さらに彼は寺地一〇石を長瀧寺へ寄進しており、又秀吉が桃山城を築くにあたり、長瀧寺の杉を供出しなくてはならない状況になったとき、神社の大きな木を切ることはよくないと強く願って免除させた記録もある。

現大垣市北部の曾根町に、今は公園になっているが稲葉一鉄が築城した（永禄七年 二五六四ころと言われている）曾根城があつた。この中心地に臨濟宗華溪寺（かきいじ）があるが、これは一鉄が母の供養に建立したものである。このころ稲葉氏は土岐氏の配下にあつた。ここで折々能楽が演ぜられ、一鉄も能「翁」（おきな）などを舞つたという。能といえ、天正三年（一五七五）のある日、織田信長が突然稲葉氏の館へ立ち寄つたことがあつた。この時のもてなしに、貞通の長男典通（のりみち）（貞通が郡上八幡城へ配された時は、武儀郡上之保津保谷の一柳城を守つた）が能を舞つた。そのすばらしさを感じた信長は「刀」を与えて賞したと伝えられている。稲葉一族は芸能の面にも優れたものをもっていたのである。

しかし一鉄父子は天正一一年（一五八三）秀吉に疑いをかけられ、曾根城を放棄して謹慎、揖斐の清水へ去るといふ事件もあつた。四年後には秀吉の九州平定もあり許されて曾根城へもどるが、今度は典通が秀吉の勘気を受けて、伊勢の朝熊山へ蟄居させられてしまう。

天正一六年（一五八八）貞通郡上八幡転封となるが、その一二月一鉄は清水で死去、墓は揖斐清水の月桂院に建立。（月桂院は曹洞宗で、もともとは一鉄の妻「月桂周芳」の菩提寺である。貞通の妻も葬られている）。

このように稲葉氏も戦国の世の波をくぐり抜けてきたのであったが、このことは遠藤慶隆もまったく同じで、秀吉のために苦汁を飲まされた共通の思いが両者の心底にはあったと思う。八幡城合戦は慶隆と貞通の宿命的なものであり、合戦後両者は京都妙心寺内の貞通寄進「知勝院」を介して急接近してゆく。知勝院住持半山和尚を八幡へ招き慈恩寺建立につながってゆくわけである。

慶隆の奥方のお墓は慈恩寺にあるが、その法名が「知勝院殿惟芳宗徳大姉」というのも偶然ではないと言えよう。

貞通の二男に忠次郎通方みちかた（後に豊臣秀頼に仕え、一字をもらい「秀方」ともいう）がいる。彼は父貞通が八幡城に入ったとき、南方の守りとして現相生中山の「中山城」を任された。まだ少年の時代で、父貞通は出かける折はいつも同道していたらしい。貞通はよく現白鳥町の長瀧寺（長瀧神社）へ出向いたが、この時忠次郎が同寺に飾られていた「大黒天」を気に入ったというので、寺側が止めるのを振り切って持ち出した。

後に稲葉氏が九州白杵へ転封の折も持参してしまった。ところが、大黒が忠次郎秀方に「いたくおたたりなされた」ので、筑紫より

京都へ、遠藤慶隆が受け取って長瀧寺へ返されたと「莊嚴執事帳」の慶長一二年（一六〇七）五月の段に記されている。

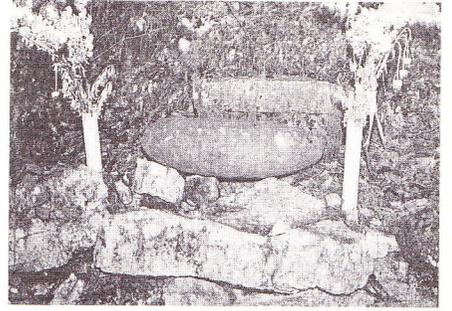
また、忠次郎は大坂夏の陣に参戦し、元和元年五月七日戦死し、知勝院に葬られたことが、稲葉家譜とその割注知勝院過去帳に見られる。

これによると、忠次郎は性格が荒く、父や兄の言葉を聞かず大



大黒天像

坂に行ってしまったこと、兄はそれでも弟を心配し、金品を送り、不自由のないようにしていたという。兄典通の母は斎藤道三の女、忠次郎の母は織田信長の妹にあたる人なので、両者は異母兄弟であるのだが、兄典通は非常に優しい人柄であったらしい。忠次郎の荒々しさは多少信長の血のなせる業なのであろうか？



忠次郎の石棺

この忠次郎は生前、少年期を送った郡上を懐かしんでいたらしく、彼の分骨がひそかに彼の居城であった郡上八幡相生中山の中山城麓の林の中に運ばれ、小さな石棺の中（常に水をたたえている）に納められ今日に至っている。おそらく彼の家来がひそかに運んで納めたのであろうと地元では語り伝えている。

そして今日に至る長い間、毎年中山区の人たちは益がくると「稲葉祭」とか「忠次郎まつり」と称し、忠次郎の位牌を飾り仏事を行ない、あと郡上踊りをして彼の魂を慰めているのである。

七 むすび

稲葉氏が白杵に去ってから四百年。彼の郡上在任はわずか一二年ではあったが、その足跡は深い。そして貞通の周辺に見えかくれする慶隆の姿によって、慶隆の実像を探る手だても得られるようである。

貞通が白杵へ行った直後に画かせた「八幡城合戦図」は何枚もあるが、その一枚の写しが昭和になって八幡に贈られ、現在八幡城内に飾られている。

八幡城の石垣の石は、城山後方の洞の谷から急坂を運び上げねばならなかった。その道は「車坂」という名がつけられているが、決して車などは使ってはいない。これは、恐るべき人海作戦で行なわれたものと思われる。

谷の奥にある石切場跡や、城への急坂を見るにつけ、貞通の城づくりに圧倒され、県の史跡指定も受けた石垣を、郡上の宝として大切に守り続け、語りついでいかなくはと痛感する次第である。

又城山の下には、貞通が苦勞して現白鳥町から城下へ移した「安養寺」が往時を語りかけている。



稲葉祭 八幡町中山

郡上の雄

東氏衰亡期の風景（その二）

杉田 理一郎

はじめに

今回の論旨は、「郡上史談」60、61合併号（昭和六十二年五月）、63号（同六十二年二月）に亘って「私説 安養寺六世 仲淳の風景」と題して掲載していただいたものを下敷きに行っている。詳しくは右をご一読いただきたい。又、

これをまとめるに当っては、三重県安芸郡安濃町安部の円稱寺（お東）のご住職泉有終師（平成一二年に亡くなられた―合掌―）の實にご丁寧なお教えを受けた。このお寺は寛正の頃、仲淳が建てたもので、以後約六四〇年間お守りをして下さっているというご家系でもある。―後述―、他は略す。

本稿に入る前にふれておくが、初代高重（法名西信）は江州蒲生郡に一字を建て、安要寺と号した。そして高重の母が垣見氏（現能登川町垣見）であることはふれた。

二世兼信は江州尊正寺村に移る。現在の浅井町尊勝寺がそれだと思ふが、同所の教育委員会にお伺いしても、安要寺を含めてよ

く分らない。又、

史料は皆無であるが、仲淳は若くして蓮如に師事してその信頼を得、ある面に於いては勿論の交わりを持った同志的なつながりがあった―それは以後の足跡が示している―と、私は考えている。以下は「中坪村安養寺佐々木氏系図」八史（一八五三頁）によるが、

便宜的に①、②、③と分けた。続けて読めば原文（直訳）の通りである。マスを節約したので解説は要点のみで、傍線とふりがなは筆者である。

（一）円稱寺設立のこと

第六世仲淳

重幸ト号ス。重信ノ子ナリ。母ハ審カナラズ。事アリシ故、職ヲ辞シ、舍弟円淳ニ譲リ濃州ニオモムキ、同国安八郡大樽ノ庄ニ一字ヲ建テ、時ノ本山第八世蓮如上人ヨリ改メテ安養寺ト賜ル。寛正年中（註一四六〇〜六五）蓮師ノ命ヲコウムリ、門末教導ノタメ、伊勢、伊賀、尾張、越前、飛騨、美濃ヲ巡回、伊勢、伊賀ニアリテ末利十有餘ヶ寺、門徒数百戸ヲ設ケ、勢州安濃郡ニ一刹ヲ創建。暫時住居ス。

まず何故蓮如は仲淳を美濃に送ったか―、ここら辺も「郡上史談」をご一読願えれば有難いのであるが―私は次のように考えた。

この時代、蓮如にとっては絶対に放置できない大きな動きがあった。即ち、

長祿三年（一四五九）高田派の雄真慧は常陸国笠間郡稲田を出、北陸に向かった。

加賀、越前を巡回し、比叡山坂本の妙林寺に入り天台学を学ぶ、時に真慧二六歳、蓮如は門願寺を継いだ翌々年で四五歳、仲淳三五歳であった。

宗祖を同じくしながらも、非本願寺的傾向、即ち秘事法門や名帳、絵系図等々の異端を嫌った蓮如は、高田派の思想を否定した。

翌寛正元年（一四六〇）真慧は北伊勢に入り朝明郡（現三重郡）の大矢知村に光明寺を建てて活発な布教に入る。

間もなく関氏一族との間がまずくなって北陸へ去り、寛正五年（一四六四）再び伊勢国に入るが、このとき真慧は高田派一〇世を継いで、以前とは立場が違っていた。そして、

この年、本山を一身田に移して高田山専修寺と号した。仲淳が美濃国に下った理由はここにあったと断じていい。

大樽に来て間もない頃、安濃郡安部の地に円稱寺を建てるが、（但、杉田説）この地の条件がべてを語っている。即ち、

背後は経ヶ峰（布引山脈）から突き出した台地の先端に円稱寺があり、一身田まで直線距離で約一〇キロ、車で約二〇分というから、十分に遠望できるし、日帰り可能な距離でもある。

しかも、裏山から流れる大小の川は、雨が降ればその流れを変

え、池や沼はその形を変じ、明治の初期頃までは台地の下一帯は湿地帯であったというから、平野の方から言えば迂回しなければ安部は攻められない。

一方、円稱寺から西へ三、四〇〇メートル走ると、現在でいう県道亀山―白山線で、これは相当古くからあった道で、嶮路ではあるが伊勢神宮への街道でもあった。

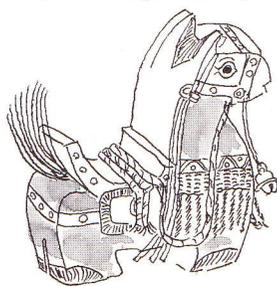
そして北上すれば、徒歩約二時間で雲林院（うじい）へ至るが、ここには円稱寺系列のお寺が一〇ヶ寺ある（円稱寺を入れて一ヶ寺）。

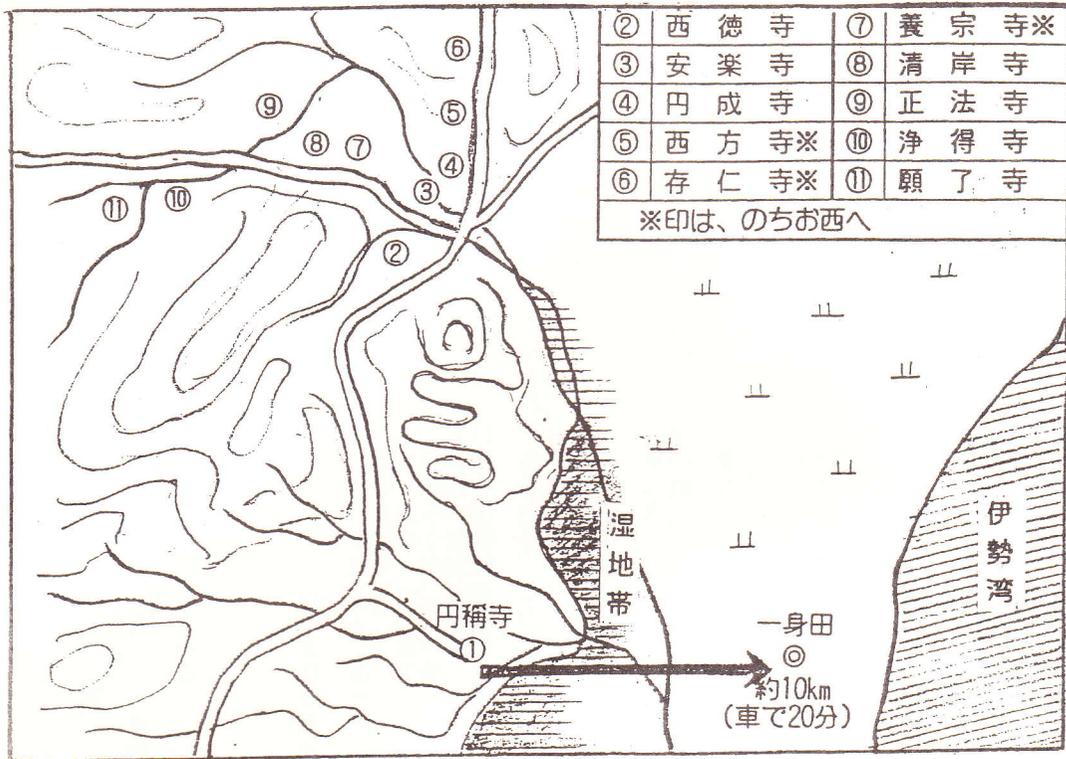
ついでに書いておくと、伊賀、奈良にかけて一七ヶ寺あるが、それは「安養寺永代記録 遠郷山役所」の記事に

前略―第六世仲淳至ル勢州安濃郡ニ移リ、伽藍、ソノ時伊勢・伊賀両国ノ寺院二八ヶ寺幕下二屈ス―と、正確に重なるのである。（一七ヶ寺の寺名や概略の位置は、「郡上史談」63号に書いたので、ここでは省略する。）私、

ここの処をこのように考えた。高田派が常陸国に在る限り、距離一つ考えても如何ともなし得なかつたが、彼らが希んで伊勢国に入る以上、法論を闘わせ教線を争うことは十分に可能である。

更に観ずれば半島の一角へ封じこめることも不可能ではない。





故に仲淳は大樽―安部を以て伊勢国に教線を敷く一方、連環の如き布石を以て伊賀―奈良への進出をくい止めたのではないのか。美濃は天下の衢地（街道が四通する要地）―故に、ここに進出させてはならないのである。・・・そして見事に成功した。

(二) 大樽安養寺のこと

時二山田大神宮社参道路ノ傍ニ、明星ト称スル茶屋アリ、稍衰ニ及ビアリシユエ、仲淳コレヲ再興シ、社参清茶屋ト号ス、子孫繁栄ナリ―

明星茶屋に関しては別の話もあるが、本論から外れるので省略し、小見出しにふれる。

寛正六年（一四六五）正月九日、大谷本願寺は山門西塔の悪僧共によつて破却され、蓮如の流転が始るが、省略する。

応仁二年（一四六八）蓮如は東国北陸を回つて九月帰洛する。この時の東国とは三河国であるが、このたびの往路であろうか―一夜仲淳とシミジミと語り合い、その苦勞に謝し、安養寺の名号を与えたのではなからうか。

ついでに書いておくと、七〇年後の天文七年（一五三八）証如から蓮如上人の真影を賜わが、

「美濃国郡上郡野里村 大樽安養寺 常住物 願主釈了円」とあるように、野里村に存在することを承知しながら「大樽安養寺」と「大樽」がついて回ることに、いくつかの意見がある・・・こ

れも「郡上史談」に詳しく書いたが、私は「高田派即ち一身田封鎖」の功績が大きかっただけに、そしてその基地が「大樽」であっただけに、この文字は安養寺に対する「ていかんし」——尊敬と感謝と持った定冠詞ではなかったか——とかんがえている。

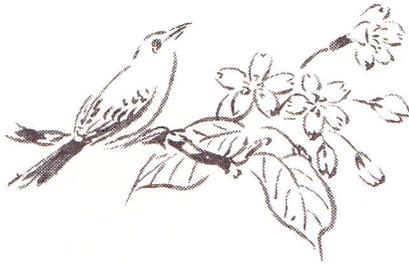
(この頃から以降「濃州郡上郡安養寺」となる。)

(三) 蓮如吉崎遁出

文明三年(一四七一)蓮如は吉崎に道場を建てる。

仲淳は多忙な合間を縫って度々通つたであろうが、この場合、長良川を遡上して現在の八幡——大和——白鳥——油阪峠が順路になる。

僧侶の旅とは、旅そのものが布教であるから、この頃、初めて本願寺の教線が郡上に入ったのかもしれないが、こうした足跡が郡上史を変えるに至る。



吉崎進出後の教団は、加賀、越中、能登、越後、信濃の地、奥州七ヶ国(と、ものの本にある)から「道俗男女群集して」多屋も百を越える程の発展をとげたこともご承知の通りなので、略す。

当時の加賀の守護は富樫氏であったが、北加賀を領する兄の政親は、南加賀に拠る弟の康高と争っていた。

文明三年(一四七一)政親は本願寺門

徒と結び、康高と戦ってこれを破り、加賀の守護職となる。

こうした門徒の行動は「王法をおもてとし、内心には他力の信心を深くたくわえて、世間の仁義を本とすべし」とする蓮如の意に反していたこともご承知の通りなので略す。

蓮如は遂に北陸を去ることを決意。

文明七年(一四七五)八月、海路若狭国小浜に脱出する。

以後のことは本論の主題から外れるので、要点のみ申し上げるが、「法権ありて政権ある」を認めない土豪や地侍は年貢を納めなくなり、遂に八本願寺門徒と組んで政親と争い、

長享二年(一四八八)六月、二〇万の一揆は高尾城を囲み、政親を自害させるに至る。

こうして加賀国は、最初の「本願寺の分国、百姓の持ちたる国」となる。省略しているのでお分かりに悔いと思うが、こうした過程で加賀の本願寺門徒は、越前の守護朝倉氏や高樫康高らと同盟していた越前高田派(三門徒衆)とも戦いを重ねていたのである。

(四) 穴馬安養寺のこと

後、越州ニオモムキ、大野郡教徒ノ帰依軽カラズ、コレニヨリ穴馬郷ニオイテ一坊ヲ建テ、須臾(すゆ)居住ス、文明年中、東下野守常縁公郡上在城ノミギリ帰依、教法ニツイテ招請

右でいう一坊とは安養寺のことで、穴馬の谷中島の東、更に下半

原に移ったという。仲淳は常に本願寺の第一線に安養寺を置いて闘ってきたから、この時期「対一身田封鎖」は円稱寺らに任せて穴馬に移ったのであろう。蓮如は西に去っても、当時の本願寺教団の第一線は穴馬であったと、私は観ている。即ち、

穴馬という高地に立つて眺めた場合、眼下の越前平野は高田派の本拠で一歩も入れない……右手（東）の加賀国は、本願寺派であっても蓮如から勘当され、すでに袂を分かっていた……そして蓮如は遠く西（左手）に去っていた……背後は東氏の治める郡上であり、仲淳の本拠は更にその南にあった。

詰り、正確に言えば、穴馬がこうした位置にある——というよりも、このような条件で選んだらそこが穴馬であった——ということであろう。

その理由はナニかといえば、一つは北陸の情報を察知し、分析し、蓮如に報告するためであったろうが、他の一つは蓮如脱出に伴って発生した同行衆の世話——後述——だったと思う——、従ってこの処、常縁に対しては教法について招請したというものではなく、仲淳の方から色々とお願ひしたのだ——と私は考えている。

他は略す。



(五) 大樽庄安養寺中淳のこと

郡上郡牛道郷ニオイテ道場ヲ設立、年号ヲ以テ寺号トナシ、円徳寺ト称ス。明応二年（註一四九三）四月十七日、穴馬郷安養寺ニ於テ寂ス。春秋六九歳。コレ中興ノ祖ナリ。今ニ至ルモ勢州ニ末寺、越前穴馬ニ寺跡門徒アマタ存在ス。

『安養寺の歴史』——先代裕淳師の御著、昭和六〇年刊——の二七頁には次のような記事がある。

○ 方便法身尊形（県重要文化財）

御裏釈蓮如 明応二年（一四九三）六月九日

願主美濃国安八郡大樽庄安養寺釈中淳

○ 親鸞上人御影（県重要文化財）

御裏大谷本願寺釈実如 明応二年九月十八日

願主美濃国安八郡大樽庄安養寺釈中淳

いずれも仲淳の没後であることと、穴馬の安養寺で亡くなっているのに、大樽安養寺釈中淳とある処が共通している。そして「大樽」については申し上げた。

老師は、私如き者にまで御恵与下さったので学ぶことができた

が、この史料に出会ったとき「間違っていないか」をお尋ねするために伺ったことがある。

ぶしつけな質問に、さすが老師もいささかご機嫌が悪かったが、次のように申し上げたとき、晴々としたお顔で大きくうなづいて下さったことを覚えている。即ち、

仲淳の死を知った蓮如は、実如と共に一夜しみじみと過ぎし日々のこと・仲淳のことを語り合ったに違いない……仲淳への「お通夜」であつたらう。

ということはイ（にんべんⅡ人間）を捨てて「弥陀」の世界へ旅立った「中淳」へ贈られていることで分かるし、「美濃国安八郡大樽庄安養寺」の「大樽」の文字が、いかに蓮如の感謝の気持ちを表現しているか―が理解できるからである。

(六) 借問（しゃくもん）のこと。

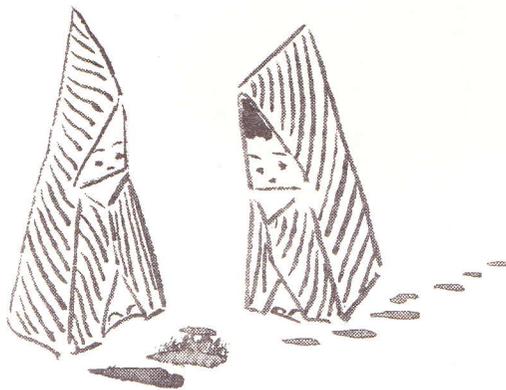
私が今でも分らないのは、弧舟一帆、身を以て脱出した蓮如はいいとしても、残された人々はどうなったのか―である。

吉崎には、諸国から色々な事情を持った人々が群集した。例へば、上杉謙信（一五三〇―七八）の家系は一向宗を嫌い、父の為景は越後国から門徒を一掃したから、この国の人々は今更故郷へは戻れない。又、

越前の人々が、専修念仏を否定したが故に吉崎へ来たとすれば、二度と帰れるはずはない。

家も故郷も捨て、蓮如個人の信仰に総てを賭けた人々が何百人いたとしてもおかしくないが、蓮如は、こうした人々を捨てたのであるか……それなら別の問題が生じるが……否、私は仲淳がこうした人々のすべてを引連れて、険しい山路をふみ分けて郡上へ連れてきたのだ―と考えているが、如何であろうか……借問申し上げたい。

合掌 ―つづく―



美濃紙の本場は神路中心の村々

高橋 義 一

神路紙の歴史的経過を検証

神路村は「紙路村」とも書かれた。紙・紙製法が仏教と共に伝来したが、紙は極めて貴重品視され、神に対する信仰と相通じていた。天皇家・公卿はもとより、官・国・郡衙には必需中の必需品であった。律令制により美濃国衙・武儀郡衙が成立し、その後、郡上郡衙が建って、手近な所に紙の生産場が出来た。それは郡衙の対岸、神路川を中心にした村々であった。その村々の紙は、律令制が衰退して成立した皇室料荘園美濃国山田庄の独り占めになった。承久の乱後千葉の武将歌人東家が山田庄へ入って、優れた神路紙を地場産業に育て上げた。そして明治初年まで、上有知（美濃市）の美濃紙問屋に脅威を与え続けた。

以上のように歴史的経過をたどった神路紙を、原始古代にさかのぼった所から検証したい。

(一) 弥生時代のムラ・クニ

近年、千葉県佐倉市国立歴史民俗博物館が、九州北部の弥生時

代初頭の遺跡の土器などを放射性カーボン法により、年代測定を繰り返した結果、紀元前一〇世紀までさかのぼる事が確実になった。

土器・石器を道具にして、東方の先住縄文民族とできるだけ和合を図りながら、水田可能な地域を開拓していった。石器道具には、農耕用打製石斧、斧用磨製石斧、稲穂切取用の石器、朝鮮系と同質同形で農耕具ノミの役目をした扶入（えぐりいり）柱状片刃磨製石斧などがある。土器には、種籾を入れた壺で、水神平式土器（愛知県水神平遺跡）と呼ばれる物がある。

水稻・穀類栽培は終始共同作業が必要なため、族長が統率した。そうした稲作集落のムラが日本全土に広まって行った。この時代

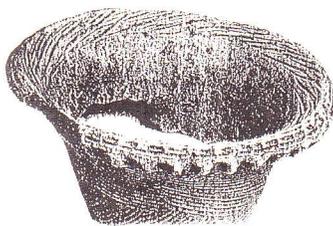
朝鮮系・弥生式柱状扶入片刃磨製石斧と 弥生式撥型磨製石斧

（白雲山観音堂の古い社殿に保存されていたが、共に焼けているので、中世の同山焼失に関係があるとみられる）



縄文最晩期・水神平式土器口縁部

（白雲山観音堂下の剣下矢田出土）



を「弥生時代」と通称し、「古墳時代」に入る前、紀元二世紀頃までの一、二〇〇年間を指し、早期・前期・中期・後期と区分される。

銅属文化により発展した殷（いん）（前一六～前一一世紀）は、銅に錫（すず）を混ぜて硬質化した青銅の武器（劍・矛（ほこ）・鏃（やじり））を使って、広大な中国をはじめて征服統一した。殷の銅属文化を習得した稲作民族が、弥生前期末から中・後期にかけて、朝鮮より九州・西裏日本へ渡った。そして、土器・銅製製の銅鐸（祭祀用）・武器・用具などを持って日本を東征し、先住稲作民族のムラを征服して、クニを造っていった。

これが、後代の記紀（古事記・日本書紀）に現れる国造（クニノミヤツコ）の先祖とみられる。三野（美濃）には、ムギツクニ・モトスクニの二つが出来た（三野国戸籍）。岐阜県下には、所々に銅鐸が出土し、郡上市内美並町には五・五^ツほどの铸造鏃一個が出土している。

（二）ヤマト政権時代（古墳時代）とアガタ

弥生時代、銅属文化の後に次いで鉄属文化が九州に伝来した。銅製品は比較的低温の铸造で手易く出来たが、鉄製品は高温で熔かして铸造した。けれど極めて錆びやすいため、族長の飾り物にして祀られて来たようである。

それが古墳時代（後述）に入って、製鉄をもろくする硫黄・チ

タン分を含まない砂鉄を熔かして、武器・道具類を鍛造する技術が開発された。銅に比べて鉄は軽い。鍛造の刀はよく打って軽い細身のものにし、実戦に使いやすくなる。そして、金属をさびにくくする毒性の強い砒素化合物が、中国から伝わったことが、鉄属文化の発達を促進したとみられる。これは金属の質も強くする利点を持ち、後に、銅銀銭の铸造や仏像にも使われた。

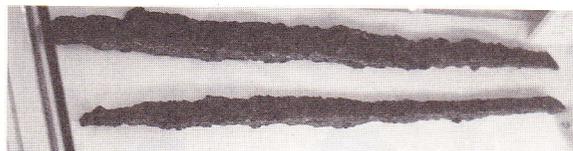
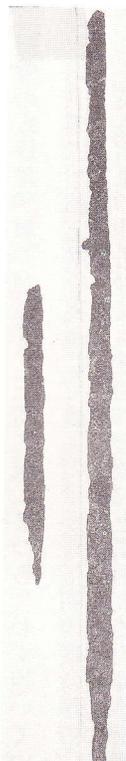
古墳時代とは、三世紀末～七世紀末の四〇〇余年間を指す。そして、大量の鉄製武器類を持った征服欲の強い稲作民族が、九州から東征を開始し、畿内難波（なにわ）・大和地方の広大な水田地帯に入って、ムラ・クニを征服した。

大和では、六ツのクニを直属領（書紀、六ツ県）とし、難波・大和を根拠地にして、日本各地のムラ・クニを征服していった。クニが統治しないムラを、アガタと呼ぶ直属領にし、強い武将を派遣して統治させ、そこをまた拠点にして勢力を伸張したようである。

本居宣長は『古事記』を解釈して『古事記伝』を著したが、「県」について幾通りもの注釈をしている。そのうちの一つに、水稻の豊作安全のため、天神地祇（てんじんちぎ）（天の神・地の神）の祭祀を厳肅に行った「ヤマト政権」、のちの「天皇王朝」直属の領地・領民が県領・県民であるとするのが今日の定説である。そして記紀に、数代にわたって現れる日本武尊（やまとたけるのみこと）・竹内宿弥（たけのうちのすくね）らの強力な武将は、ヤ

マト政権が日本の各地に侵攻した様子を勇ましい物語にしたものだと解されている。

左 丸山一号噴出土

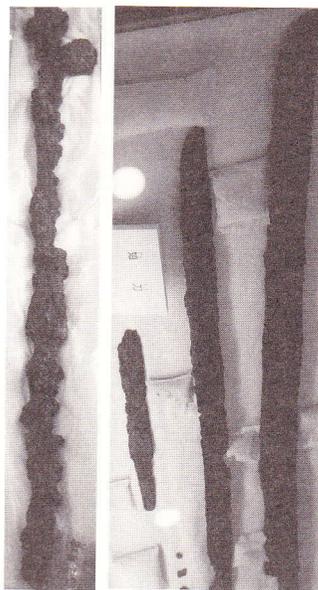


上 福田一号噴出土

下 丸山三号噴出土



左 丸山三号噴出土



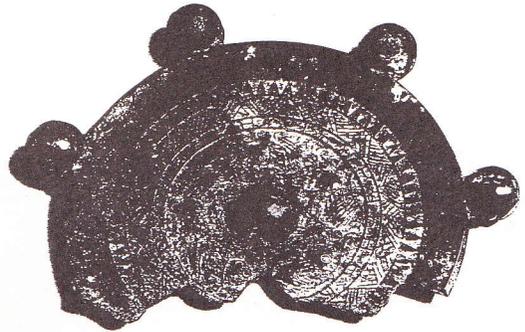
(三) 薬師平古墳出土の「七鈴五獣鏡」(県重文)

① 当町史が始まった時、町内各神社を調査した。名血部白山神社に、棟札「奉造立縣大明神御社壱宇、明和三（一七六六）丙戌歳九月十五日」(略記)が発見された。次いで徳永多賀神社に七鈴五獣鏡一面が発見された。出土須恵器と併せ鑑定の結果、六世紀なかばの古墳遺物と判明した(名古屋大学考古学教室)。

② 当町史が、長良川沿いに美濃市曾代縣神社辺までの各神社を調査し、さらに岐阜県下の県・県神社・同周辺の古墳群等三十四件を調査した結果、当大和町を中心に、郡上上(かみ)県と、美並町から曾代にかけて郡上下(しも)県(いずれも仮称)が推定された(通史編上第三節ヤマト政権の国・県)。

③ 岐阜県内出土の鈴鏡は、当町の鏡と合わせて九面を調査したところ、すべて県と推定される地域の古墳から出土した物と推

(郡上^{カミ}上県)の県主拝領の七鈴五獸鏡
(六世紀半の葉師平古墳出土)



定された(通史編記述逸)。

④ 一方、群馬県観音

寺山古墳(六世紀半)から、腰に鈴鏡を提げたハニワの巫女(みこ)や数面の鈴鏡が出土していて、**祭祀性の強いヤマト政権従属民の鏡と推定されていた。**

以上を総合して、島地区とその対岸河辺地区の古墳群出土物(前掲写真)は、ヤマト政権直属の県主の所へ、朝廷から強力な武将が派遣され、所持していた武器類は、遺体と共に古墳に埋葬されたものと推定される。

理由は書紀に一端が見られる。すなわち、越国(こしのくに)に荒夷(あらえびす)がいて、王朝に服(まつろ)わず叛いていと記すので、郡上県を貫通して濃尾の重要な王朝の穀倉地帯へ流れる長良川は、彼らの最良最短の侵攻路と見られたため、その長良川最奥の兩岸に強い武将を配して守らせたと、推測するわけである。

(四) 仏教・仏像・經典・紙の伝来

古墳時代の欣明天皇の代、六世紀なかば、百濟聖明王が仏像・經典を献上した。仏教の伝来である。写経などに必要な紙・紙製法も伝えられたことは当然である。随伴の僧から、經典の教えを受けた聖徳太子は、仏教に深く帰依した。

水稻栽培民族が初めから祭ってきた天神地祇は、死・穢れを最も忌み嫌い、犯せば忽ち神の嚴罰が下るとして、王権祭司は常時清浄潔斎を怠らなかつた(書紀)。ところが仏教は、反つて死・病・欲望等に苦しむ者を濟度して、安楽浄土の世界に導くと教える。太子はこの大いなる教理の仏教を国教と定めた。やはり神を信奉する豪族らの激しい抵抗が続いたが、聖武天皇朝には全国に国分寺が建立されるまでになった。なお(書紀)と注したが、当初の書紀にはこの記述は見当たらないという。鎌倉期神道吉田家の異筆とも。

それ以前、天武朝大宝元年(七〇二)、**律令制日本国家**が成立し、政府の官衛は申すに及ばず、全国に建った国衛・郡衛は、造籍外一切の事務に、紙の需要が激増した。美濃国衙庁(垂井)が建つや、武儀郡衛も建った(関市弥勒寺廢寺跡と推定、関市教育委員会)。

一七〇余年後、文徳天皇齊衡二年(八五五)、武儀郡から郡上郡(郡上郷・安郡郷・和良郷・栗原郷)が分立した。

(五) 七鈴五獸鏡と郡衙の関係

当町史は、上品(じょうほん)の須恵器が出土しているところから、郡上郡衙の所在地を、郡上郷勝原(美並町)と、栗原郷島馬場(しまんば)(当町)に推測し、勝原を第一候補地に挙げた(通史編上巻第三節)。しかし、

① 巫女が七鈴五獸鏡をかざし、県の豊作を祈願して舞った社(やしろ)はどこにあったのかという疑問がわいた。これに対し、森藤幸編集副委員長は、「島区の現七代天神は、大正時代洞口の大火で焼失した。天神の由緒書は、持ち出されて徳永平野酒屋へ預けたままになっていたが、戦後、同店の火災で焼失した。したがって、正確には判らないけれど、明治初年、神仏分離の時、「七代天神社」と改められたが、祭神としてきた七代天神は、社殿の焼け木を切断して作り直し、今も祀っている」と。神の「依代」(やしろ)とする切断木は、仏像を神社に祀り込んだ密教・神仏習合思想の影響であって、平安初期までさかのぼれる古い神社にしか見られない物である。

「長滝寺伝」には「駿馬天神」、『農北一覽』には「嶋馬場天神」と記す。島区の七代天神社は、往古は山上にあって、後に現在地に降りた、と言う地元伝承を裏付けるため、此島廣編集顧問の案内で踏査した。やはり山上(五五八^ノ)に一反余の広場があつて白山もよく遠望され、樹齡の尽きた松の大木(推定五〇〇年)が、

自然倒壊していた。広場の北側に、四〇^ノ大の川原石が立っていた。

今日、朝廷・伊勢神宮始め全国の神社に、神嘗(かんなめ)(新穀奉納祭)、新嘗(にいなめ)(新穀を神と共に食し祝う祭)の祭礼が行われているが、古代の稲作儀礼と見られている(日本民俗学)。すなわち、神を奉じて稲作した「ヤマト政権」天皇王朝の農耕儀礼が、今日に伝わっているわけである。

したがって山上の広場は、当「郡上上県」の巫女が七鈴五獸鏡をかざして舞った御社(みやしろ)の跡と推測された。

② 東海北陸自動車道工事で、勝原の山手上段を開削中、堂鐘の礎石らしい物が発見された。そして現に、堂寺の仏像というのが伝え祀られているので(子安神社)、勝原は大きな堂寺廃寺遺跡と見られる(美並町史編集委員長池田勇治氏談)。

③ 後代、承久の乱(一一二二)で、千葉の東家が恩賞により、御料所山田庄を加領された。妙見菩薩を勧請して山田庄へ入った先遣隊は、当町内ヶ谷金山に鎮座した(『史料編』系図P・24)とあるので、当町史は、逆行的に垂井の国衙庁へ辿る山路を調査した。

人馬の往来可能な平易な道であった。したがって、当時なお、美濃国衙庁の機能していた時代、御料所山田庄へ入部(領主が初めて領地に入る事)の挨拶をしてきたものと推測された。「白山街道」・「鎌倉街道」と呼ばれる道が当町にもあつたように、国衙街

道と称する道が当然在ったとみられる。

④ さらに後代、元文三年（一七三八）『美濃明細記』「土産の美濃紙」に郡上の紙生産地として「赤谷（八幡町）、神路、向小駄良（白鳥町）須見（高鷲町）、勝原これ漉き出す」と記す。また、安永二年（一七七三）「郡上領地留記」（白鳥町史料編）に、郡中村々の舟役として、紙四五束が割り当てられている。上神路五束五帖、中神路二束四帖、口神路二束四帖、東俣七束二帖、西俣一〇束等を合わせると、**郡内産の八四割を占め、神路合計三〇束三帖は、郡全体の六七割に当たる。**けれど、勝原は七帖で、最寄りの大矢が九帖、合わせて一束六帖しかない。――

以上①～④に検ずる通り、郡衙が現島地区に在った事は決定的で、対岸神路川中心の村々が、その紙の生産場であったと推定できる。

以上のような考証を逆にたどって行く（五・四・三・二）と、対岸の徳永薬師平古墳群中の一基は、**県主の墳墓であって、彼の所持した七鈴五獣鏡が、遺品として添えられた物であったと推定される。**

（六）郡衙解消して、御料所山田庄が成立

奈良時代の末には律令制が衰え、弾正台（だんじょうだい）・検非違使（けびいし）の機能も消滅して、全国的に不安定な世情

になり、郡衙の存在は困難になった。郡司・郷長らは、郡・郷の安全と彼等自身の安泰のため、公家（天皇家）や藤原摂関家などの強力な権勢家へ、郡衙領を寄進した。**寄進型荘園**と呼ばれる私領が、全国に広がった。

鳥羽天皇皇后璋子（一一〇一～一一四五）の内親王統子は、後白河天皇の実妹であるが、天皇の要請で、国母皇后に立てられた。しかし、古来同母兄妹の婚姻は禁止されていたから、恥じた彼女は一年足らずで剃髪して上西門院と号し、母待賢門院が建てて棲む真言宗法金銅院内に同棲し、のち母から法金銅院領を伝領された。久安元年（一一四五）莫大な伝領荘園中に「美濃国山田庄」があった。母亡き後、**上西門院**は強大な権力を誇った。「上西門院庁保定使」と称する強力な檢察権を持った巡察使が、上西門院料を巡回した（平安遺文）。

（七）上西門院、東家、藤原定家一家の関係

千葉氏一統の棟梁千葉常胤は、六人の男子（千葉六党）と共に源頼朝を援けて、平家追討に尽くした。六男胤頼（一一五六～一二二八）は、父から東庄（とうのしょう）を与えられて東六郎胤頼を名乗った。平家全盛の頃、京都守護の大番役を勤めたが、遠藤持遠の推挙で上西門院に仕えて警護し、従五位下に叙せられた。この時点から、**東六郎大夫胤頼**と名乗り、昇殿公卿の座に列した。その時代、「新古今調」と呼ばれる衝撃的な歌風を成立させた藤

原俊成・子定家（一一六二―一二四一）・子為家（一二九八―一二七五）らは、旧風の抵抗に会いながらも、もてはやされた。歌どころの上西門院歌会には、当然指導に招かれたとみられる。

定家の日記「明月記」に、藤原関白九条家の莊園三崎（みさき）の庄があつて東家に管理され、東庄と併せて海上（うなかみの）庄と称した。そして、定家は、九条家の莊園預職（あずかりしき）だつたとみられるので、定家一家と東家は莊園の主従関係となり、東家は常時、莊園の生産物・徴収金を納め、雑役にも応じたことになる。従つて、胤頼自身も上京して、定家らに教えを受け、上西門院近侍時代習い覚えた歌に磨きがかかり、重胤・胤行もまた貢納使となつて上京し、定家一家に本格的な歌を習つたとみられる。父子孫三代は、共に鎌倉將軍の側近として仕えたが、歌人実朝は殊に寵愛した（東鑑）。

承久三年（一二二一）五月鎌倉幕府は、頼朝の妻・尼將軍北条政子の命により、後鳥羽上皇方を討つべく大軍をもつて、京都に先制攻撃をした。承久の乱である。

幕軍は快勝し、二七歳東胤行は恩賞として、上西門院が譲渡した宣陽門院料山田庄を加領した。系図等には「山田庄加領」としているが、内実は、幕府が宮方の莊園を一時没収して、従軍武士の所領を恩賞の対象にしたわけである。相当の没収所領があるので、要領良き武將は軍状を奏した時欲しい所領を申し出たに違いない。

東六郎大夫胤頼は尼將軍に極めて信任厚く、対等に話の出来る仲だつたから（東鑑）、孫胤行の恩賞に、宣陽門院料山田庄の没収所領を政子に願つて、即座に承諾を得たに相違ない。歌の道には紙は必需品で、美しい美濃紙をふんだんに使つていた上西門院方を見てきた胤頼の、当然の計らひであつたろう。しかも、山田庄が都に近い所に在る事が、また大きな魅力であつたに違いない。

（八）山田庄庄所御祈願所觀音堂寺と

赤保岐阿千葉城

承久三年七、八月から恩賞の片づいた武將があり、東家先遣隊の入部（五の③）は仲秋とみられる。先遣隊は内ヶ谷に半年ほど滞在したが、宮方の残党を警戒した事は勿論である。

承久の乱で大奮闘して憤死した山田次郎重忠（承久記）は、当町古道足代（あじろ）白山神社由緒記に「冠山（かぶりやま）（八一―）城主」であつたと記している。平塚正雄著『濃飛史譚』には山田次郎重忠、「承久記」に尾張の住人とあるは誤りで、美濃国郡上郡山田庄の住人で、美濃源氏佐渡前司重家五代の孫、山田重満の男である（尊卑分脈）、と述べている。



そして、現剣区赤保岐山（標高三八五^{メートル}）に、翌春から築城した。劔目城とか阿千葉城と呼ばれるが、南方に居住館や妙見宮・白蛇寺（木蛇寺の前身）を建て、三代九〇年ほど居城し、現牧区篠脇城（標高七八〇^{メートル}）へ移転した（劔明治大正昭和区史）。

阿千葉城から山続き二^キ南方に白雲山観音堂廃寺遺跡（境内標高四四〇^{メートル}）がある。平成四^ケ五年当町教育委員会が、同遺跡を調査発掘した。焼けた礎石のカーボン法測定をしたが、一四世紀半頃と判明した。測定に時間をかければ正確な焼失年代が判つたらうと、教育委員会の話しであった。一四世紀半は、後醍醐天皇が鎌倉幕府を倒すという動乱期であった。

寺堂焼失の原因について、劔・東弥方面には風によって椼が発火したためと伝えている。当町史が調査中、白鳥町牛道方面の伝えには、白鳥町長滝寺の天台僧が観音堂寺の繁栄をうせんで焼いて行つたとあり、劔方面の椼発火説は、焼け跡の灰かきに登った人足が、焼け残っている椼を見てそう伝えたんだらうと言われた。観音堂山は松と椼の山である。

礎石遺構は、本堂五間四面に、落屋（おちや）二間×四間が東方へ細長く接続する。一間は二^キの鎌倉時代の間取りである。従って、本堂五間四面は六^キ四方であるが、北裏側に一間の庇（ひさし）回廊が付いている。文永八年（一一二七）焼失したと称する先の長滝寺本堂は五間四面という図面（長滝寺文書 真鏡）にしているから、それより大きいわけで、当時郡中随一とみられ

る。

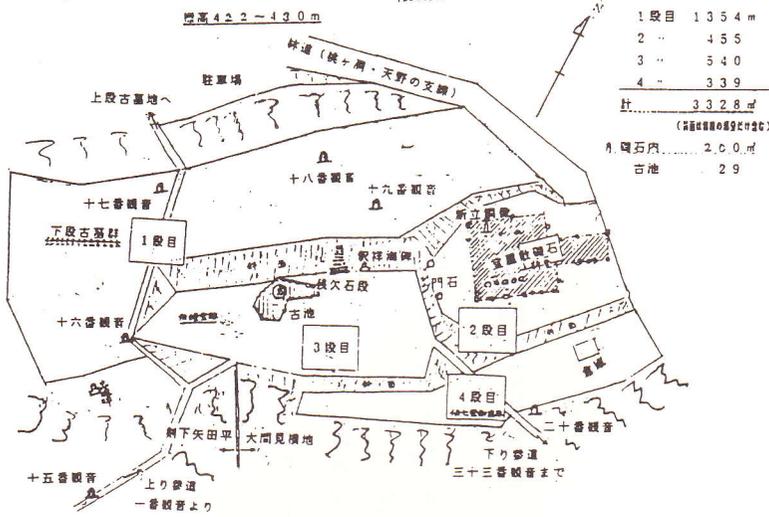
私は、この廃寺を山田庄庄所（しょうしよ）兼帯の御祈願所と推測していた。庄所とは莊園の事務を司る所である。

平成八年、各務原市熊澤喜三郎古城趾研究会員により、白雲山観音堂山が調査された。山は急斜面をなし、幾条もの自然の深い谷、数条の人工的縦堀が認められた。典型的な寺院城郭（じょうかく）である事が判明した。推測通り、皇室料山田庄の庄所兼帯の御祈願所であった事がほぼ確実になり、先述の通り当山調査発掘には重要な遺物が出土した。「福」の字の一吋四方の銅印、二〇余の中世古墓群からは骨の入った古瀬戸瓶子（へいし）や四耳壺（しじこ）・三耳壺等多数、能登系土瓶、多数の古瀬戸系陶器片、唐製陶器硯（その後逸失）、また以前から、焼堂跡より铸造金銅懸仏七体（内二体個人有）が出土していた。

(六)で述べたように、上西門院が母待賢門院から伝領された真言宗法金剛院領中に山田庄があったが、極上の美濃紙産地確保の必要から、母の代より山田庄御祈願所兼帯の庄所を持った可能性が高い。理由は、上皇亡き後、絶世の美人待賢門院は歌会をよくし、歌人西行が近侍して、恋歌も遺しているからである。

承久の乱の恩賞で東胤行の先遣隊が入部した時、先ず御料所山田庄庄所に挨拶して、二^キ北方に阿千葉城を築き、同堂南方一^キ足らずの小山に、東家筆頭家人野田氏に松尾城を築かせて、南北両面から観音堂寺を守護した。皇室を尊んだ鎌倉幕府としては、

白雲山観音堂遺跡測量図 Scale 1:500 三島、点線、矢印



家人らが赴任地の御料を尊重する事を指示し(貞永式目)、東家は、胤頼がなお健在であったから、孫の胤行に御料所山田庄観音堂を警護することを命じたに相違ない。

胤行は將軍の右筆近習として側を離れることがなかったが、晩

年は暇をもらって郡上へ帰り、戸谷庵(美並町)に念仏の月日を送っていた。そのとき、為家が訪ねて来て、同家の歌の奥義を伝授した。胤行は為家より二〇歳ほど年上であった。

弘長三年(一二六三)七月、八五歳で永眠した。將軍宗尊親王は、八月に胤行の死を聴いて大いに悼んだ(東鑑)。なお、將軍の歌会には胤行ら五人の近習がそれぞれ懐紙を用意している。胤行は地場産の神路紙を調べたとみられる。懐紙とは紙を懐中にして歌を書き、書簡・奉書紙等にも使った上等の紙。

(九) 東常縁古今伝授の儀と神路紙

後醍醐天皇は、すべての皇室料を総覧したから、山田庄も同様であった。しかし前述の通り、騒乱の時代に入り、山田庄御祈願所・庄所は一切焼亡したので、神路紙は東氏が独占するところとなった。

東常縁は胤行から八代目に当たる。為家系二条派の「古今集伝授」を受けて野田左近大夫を名乗った。四代將軍足利義持の信任厚く、山田庄篠脇城主兄頼数と共に、申次(もうしつぎ)と呼ぶ將軍の側近役を勤めた。そして関東に上杉氏らの騒乱が起きた時、東下野守常縁として將軍の命を受け、大軍を率いて鎮定に当たった。

駿州三嶋に陣した時、関東を歴遊中の連歌師宗祇が「古今伝授」

を望んで訪れた。そして文明三年（一四七二）八月一五日東家守護神、妙見宮（現明建神社）において宗祇に古今伝授を行った。

歌道に厳しい常縁は、門弟随一の宗祇だけにしか伝授しなかった（『郡上史談』八八号中の拙論）。

常縁は山田庄へ帰省の度、神路紙一〇帖を將軍や台所奉行に手みやげとして贈っている。また東家の子弟で、篠脇城下の木蛇寺持住から、上京し五山文学として華やかな京都五山持住を勤めた僧が数人いるが、その中でも常縁の弟正宗龍統は、蔭涼軒（おんりょうけん）（寺社奉行）に神路紙を持参している。等々が史料に見られる。

(十) 徳川幕府・藩政時代の神路紙

徳川幕府の鎖国二六〇年間は、いわゆる幕藩政治体制のもと天下太平の世であった。紙の需要は、従前とは比べようもなく増大した。

郡上藩遠藤常友の代に「延宝騒動」という百姓一揆に藩士が二派に別れて、藩政が動揺した。延宝五年（一六七七）「百姓共訴状」の一条に、木紙三〇貫に対し銀八匁は高いと訴えて、四匁（二二分の一匁）に減免した。木紙とは、楮（こうぞ）の皮を剥いで乾燥した物で、漉紙（すぎがみ）の原料である。藩が農民間の売買を禁じて勘定所へ納めさせ、代銀を渡すという専売制を取ったための嘆願である。むろん、その現物は紙漉の村々へ売り

つけ、「舟役」という名義で紙の帖数を割り付けたわけである。

(五)の④に引用した『美濃明細記』は、さらに、「美濃紙類 広紙 厚紙（勝原村）小菊類（向小駄良）右の村々赤谷・神路・須見村等これを漉き出す」と付記している。

『濃州徇行記』『新撰美濃誌』には、美濃国の生産紙の種類として、美濃紙・森下紙・薄紙・薄白・中折紙・雑紙を挙げ、この中に典具帖（天久上・天宮上・天狗上・天具上・天郡上とも書く）の名が出る。「天郡上は、書家が書を写すのに用い、価格は一帖二銀目である。天郡上は美濃の郡上より出る極めて上品の紙であるので、天印を付けて符牒的にそう呼んだ」と、『岐阜県手漉紙沿革誌』は述べている。

(十一) 明治後の神路紙

当町史が始まった頃、史料の中に盛んに、天郡上・天狗上・天久上等の字が現れた。そして当町の全村に渡って、村・個人の使用して来た紙が、すばらしく上等な物であることを知った。宝暦騒動時（一七五四～一七五八）から良く使われている。

紙に関しては皆素人だったので、美濃市の岐阜県製紙工業試験場場長故佐藤浩氏を講演に招いて聞いたが、なお納得のゆかない点があった。①いつ頃から神路村を中心にした紙漉場が出来たのか。②生産に必要な大量の木紙は、これら村々の木紙だけでは賄いきれない。どのような賄いの手段があったのか。③なぜ、かく

も盛んだった神路紙が、明治以降急に生産が止んでしまったのか。等々であった。早速、現地の状況調査が必要になった。

しかしいま本論をまとめるに当たって、長い歴史の経過を検証しなければ解明困難と知った。さいわい昨今、千葉県佐倉市国立歴史民俗博物館の研究を、新聞紙上で見て、多少の考古学的知識・記紀学的知識を持ち合わせたので、当館の教えによって筆を進める事が出来た。

①に関しては、(一)～(五)までの叙述でご理解頂けると思うが、現地の状況調査をして知ったことがある。すなわち、神路は、多くの家が紙屋（かみや）と呼ぶ漉工房兼用具格納庫を持っていたことである。大戸口前、右か左側に九尺四方の下屋を造って「紙屋」と呼んでいた。山の清水を笕にして漉舟に入れた。用具には、舟の外に槌・包丁・叩き板・大量の干板、その他種々な道具があった。しかし紙屋が古代の言葉で重要な意味のある事を誰も知らなかった。

しかし、なによりも重要な事がある。小駄良川・神路川・栗巢川・大間見川等の谷川は清流で、冬は痺（しび）れるように冷たい。強力な漂白作用がある。すなわち、木紙の束を繩に雁行に繋ぎ、谷川に浸して漂白すること一二時間ばかり。水から揚げて、鎌で一条づつ外皮をはがす。外皮はちり紙用に、内皮は上等の紙に用いられた。

②に関しては、(六)～(九)で叙述したが、農民に対する支配者層

のあくなき収奪が、彼等を追い立て、生産に拍車をかけたというものであろう。そして、村々の山野には自然生えの楮やねべし（方言 防虫し、紙の滑らかさや艶を増す三叉（みつまた）の根）が豊富にあった事、藩庁が木紙を漉場へ斡旋したり、村や個人が寄せて売りに来た事、等々が紙漉の村々の生産を維持したとみられる。

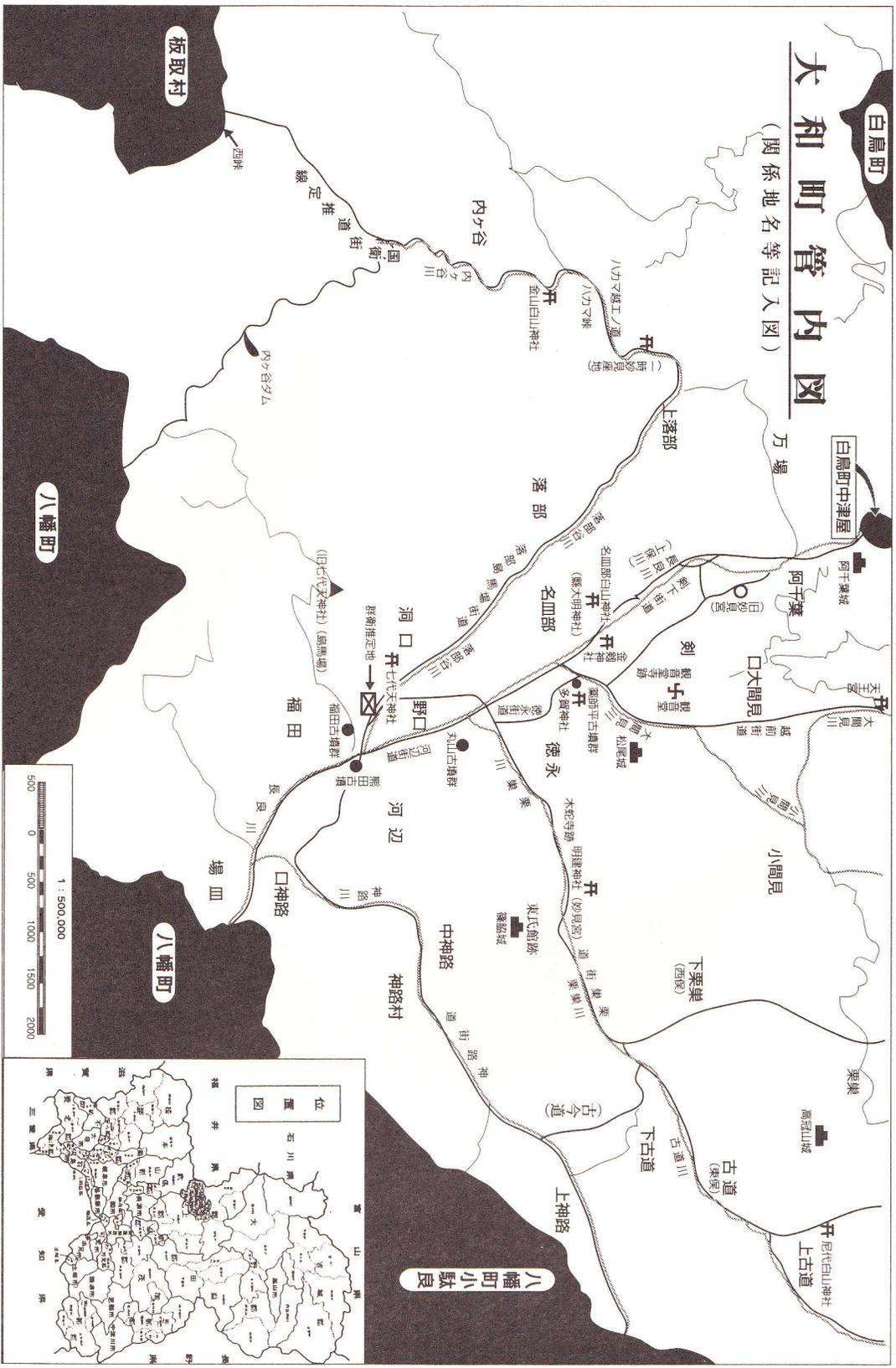
③に関しては、山田与三郎という口神路の地元問屋が、東京方面へ紙を出荷していたが、安価な輸入洋紙が増えたため売れなくなつて明治初年倒産した。神路村は、早速、生糸輸出好調の養蚕業に切り変えたので困窮に陥ることがなかった（故曰田始徳氏談）。神路の地元問屋が潰れた事により、上有知の問屋筋は、牧谷（美濃市）で生産した紙を（ふるさと美濃市ものがたり）、郡上八幡の問屋筋へ出荷した。しかし、郡上は昔から上等の紙を生産していた事を、問屋筋がみな知っていたので、郡上へ送る紙は、特別吟味して気を遣つた（美濃市上野元紙問屋 故太田八郎氏談）。

むすび

神路内に、神路紙と言つて大切に保存している家が数軒ある。今はもう忘れ去られて仕舞つた村の歴史が数多くある。そのコマに焦点を当てて解明を試みた。端的に言えば、町には一木一草に至るまで物語や歴史が秘められている。何らかの示唆があつて判るといふもの。拙論に対して、また大方の教えを願うものである。

大和町管内図

(関係地名等記入図)



白鳥町

白鳥町中津屋

阿千葉

口大間見

刺子屋

徳永

栗東

東氏館跡

下栗東

高冠山城

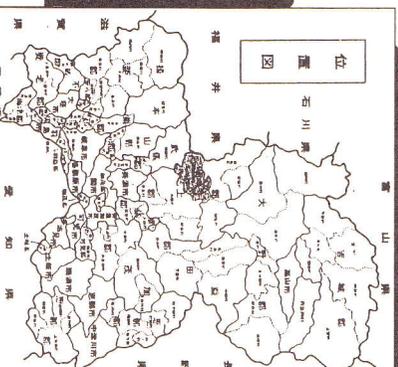
千代白山神社

八幡町小駄良

板取村

八幡町

八幡町



追記

一、名皿部の宮・縣大明神社

(1)名皿部の宮は、安永二年(一七七三)の「郡上領留記」(白鳥町史史料編)に、氏神が三社あったと記す。地元の名皿部白山神社由緒には、慶長年中(一五九六〜一六一四)当村の下広三郎兵衛が字小谷洞の尾の上に創建し、延宝年中(一六七三〜一六八〇)現在地へ移したと記す。多賀神社は、棟札に嘉永七年(一八五四)再建したとしている。従って、安永二年頃には縣大明神社と白山神社は並び建っていたことが判る。この二社を上宮(そののみや)と称し、多賀神社を下宮(しものみや)と称して来たという(町史編集委員故有城信吾さん談)。

明治新政府(明治元年・一八六八)は、神社から仏像を取り払い、由緒不詳の社祠も統合する事を厳しく指示した。従って、**由緒不詳だった名皿部の縣大明神社は白山神社に合祀され、棟札(三〇)**だけが遺された。この一大改革は、明治五年の「美濃国郡上郡明細帳」・同一四年の「郡上郡各町村略誌」(史料編続編下二)の名皿部村の神社を検討して確認された。

名皿部の宮の祢宜故下広茂一さんの話では、万場の三島神主さんから、縣大明神は大昔の尊い神様であったと聞かされ、遺され

た縣大明神社・名皿部村氏子中と書かれた麻布の幟(のほり)に對しては、大切に保管して置くようにと言われたが、終戦直後の奉納祭りの時、失ってしまったという。

(2)むかし名皿部村は、神社の北の字久仙(三和工業の在る所)に在ったが、のち今の名皿部地区に移ったという伝えがある。

それを裏付けるかのような名皿部林昌寺の由緒がある。「広島助右衛門が、天台宗長滝寺の僧に帰依し、出家して住居の傍らに小庵を造って琳広坊と称した。文明三年(一四七一)第五代浄西のとき、本願寺蓮如に帰依し、浄土真宗に改宗して林昌坊と称した。同八年一字を建立した云々(通史編下巻)」。従って、文明八年、林昌坊を建立した所が今の林昌寺の位置であって、名皿部村が久仙から移ったという時期は、この時とみられる。

有代信吾さんの談話の続きとして、昭和の始めまで、上の宮は女人禁制であった。同宮の三〇mくらい上に高殿(たこうど)と呼ばれた広い台地があって、縁日には名皿部中がご馳走を作って登り、祝い楽しんだという。しかし、白山神社が女人禁制の宮であるということを外で聞いたことが無いので、これは、名皿部白山神社が勧請された慶長以前の、ずっと古代からあった農耕儀礼の名残りかもしれないと推測された。

水田基盤整備前の調査である。久仙の北部に古い田んぼがあって、近くに二畝余の原野があり、かなり大きな川原石が置かれていた。編集委員加藤文蔵・森下正則さんと調査した。正則さん

の話では、久仙寺跡と伝えており、寺の墓もあるというので、近くの山に登った。下から一五mくらいの地点に、四個の石皿が並び立っているのを確認した（町重文、資料館展示）。

(3)私は、終戦直後の昭和二〇、二一年、莊川村海上にいた。雪の積っていた冬の一日、スキーをはいて、小山一つ越えた落部という小集落へ行き、一軒の農家に一休みした。一人の男が炉の鍋に栃の実を煮て、一個づつ鶏卵型の石皿の上で、手ごろな石弾を持つて、簡単に皮を剥いているのを見た。石皿は、縄文時代からあるが、弥生農耕社会に普及した食物粉砕用の用具である。

先に、郡上上（かみ）県はヤマト政権直属の県主の領であつて、七鈴五獸鏡・刀などを拝領して、重要な交通路長良川河線を守つたと推定した。その県主は当然始祖を祀つた。彼は、居住地（大和町管内図参照）から離れた別天地で神聖な今の地所に、始祖の縣大明神社を建てて祀つたものと推定された。

同社を常時祀つて守護した神主（平安期からは寺僧が兼任）のいたことは当然である。すなわち、縣大明神社を建てた古代以来、神官僧の住む久仙寺があつて、農耕民であつた県主の始祖が使つていた石皿を、久仙寺の墓として祀つて来た。そして後代戦乱の世となって廢れた久仙寺の役目を、林昌寺の開



祖が受け継いだかも知れないと推測された。

そしてまた、縁日に高殿で名皿部中の老若男女が祝い楽しんだという慣習は、実は古代の郡上上県の農民の豊年を祝つた農耕儀礼がそのまま現代の名皿部まで継承されて来た可能性がある。

二、皇室領山田庄庄所・御祈願所兼帯の観音堂寺

(1)良奈時代末には、律令の衰退で全国的に不安定な世情になり、郡司・郷長らは、郡郷の安全と自身の安泰のために、強力な権勢家へ郡領・郷領を寄進した（寄進型莊園）。その強権を持つた皇室女院料美濃国山田庄は一二世紀初めに成立し、庄所兼帯の祈願所が白雲山遺跡内の観音堂寺であつたと、先の論で述べた。

(2)白雲山の南麓に、町史編集委員であつた日置繁さんの家がある。日置さんは、同家の南一帯の田んぼは領家の田（りょうけのた）という地名になっていたという。

中世莊園時代の領家と称した家系は近世の青山藩時代になつてもその家督を継承させて重んじ、地域農民も尊崇してきた。当町には「栗菓の領家森氏」があり、寒水には「領家和田氏」がいた（明宝史料編）。栗菓の領家に関しては、古老の話として、昔栗菓の領家は、八幡小駄良へ栗菓へ牛道境まで支配していたという。そんなわけで大和村史は当初から「領家」の解明に努めた。『平安遺文・鎌倉遺文』その他を手当たり次第に検討して、新たな認識が得られた。すなわち、――

最高の権勢家皇室に寄進された膨大な莊園には、一庄以上預かつて**管理する領家（正しくは領家職）**がいた。一四世紀代、室町幕府から地頭職に任じられた鷲見氏の一族玉井氏は、阿千葉城主となり（白鳥町大島鷲見家系図）、東氏に代わって山田庄を守護し、**地元の領家（正しくは領家代）**は、彼のもとに保護されたわけである。

東氏は足利尊氏の弟直義に従って北陸道を上京中雪中に迷っている所を尊氏勢に救助され、以後尊氏についた。したがって、尊氏に要領よく従ってきた地頭職鷲見氏の傘下に入り（長滝寺文書）、東胤行以来山田庄を守護してきた阿千葉城主を玉井氏に渡した。なお、同城主を継承した鷲見氏は、天文一〇年（一五四一）東常慶に滅ぼされたが、子孫が大島に住み着いて今日に至っている。

(3)山田庄の範圍とは、——郡上郡四郷中の栗巢郷は明宝寒水、八幡町那比・小駄良、大和町、白鳥町である。同郷の中で高鷲村の鷲見郷と白鳥町石徹白の皇室料祈願所は入庄しなかった。この庄域は、主として在地寺院所蔵の中世の法身尊像・名号の裏書（〇〇年〇月〇日願主山田庄〇〇村〇〇〇）を、現地状況調査によって、大和村史が認定したものである。

観音堂を取り巻く剣・大間見地区（大和町）、那留・野添・中西・恩地・白鳥・二日町・越佐・為真・大島・中津屋地区（白鳥町）は、郡中切つての広い天地を持ち、弥生時代から米の一大生産地

帯であつた。

大和関係地区の出土遺物中、剣には水神平式土器、朝鮮系挟入柱状片刃磨製石斧・撥型薄刃磨製石斧（以上二点は観音堂旧蔵品、ノミ・手斧（ちょうな）の用具）、大間見横通遺跡の弥生式有孔磨製石鏃（いかり引き用漁撈具）、同藤代遺跡の块状（けつじょう）弥生式耳飾二点等。他にあまり例の無い弥生農耕時代の貴重な証拠品である（資料館展示）。この観音堂を中心にした弥生以来の強力な生産基盤が、栗原郷の在地郷長に力を付けさせた根本的な要因とみられる。

一郷寄進型の莊園は、郷を直接管理して来た実力者の郷長が、郡司を説得して成立させた場合が多いという。従って、当代最強の権勢を誇った女院の御料に寄進し、**山田庄を成立させた郷長が同庄の領家代に任ぜられて将来を保証されたのは当然である。**

一方、女院側が、奥美濃の山間僻地を山田庄として受け入れた理由は、先に述べてきた通り、**神路村中心に生産されてきた極上の美濃紙を占有する事が最大の目的**であつた。

そして、領家代になつた彼の経済力をもって、庄所兼帯の女院御祈願所・観音堂寺を白雲山中に建て、堅牢な寺院城郭に仕立てて常駐し、身の安全を期した（白雲山遺跡測量図及び（参照）。もちろん、徴収した美濃紙・諸貢物（灯明用ひえび油・絹織物特産地）等は、嚴重な警護の下に京師へ搬送された。

なおなお、観音堂が長滝寺の天台僧のうせみによって焼かれた

という牛道方面の伝えには真実味がある。なぜならば、前にも述べたように、在地領家に対し、それを保護する領主がいて、断絶しないように継承させたが、観音堂の再建はおろか、領家の消息がまったく絶えてしまったからである。という事は、天台系の荒法師山伏らによって、堂中に住んでいた領家とともに滅ぼされたと推定せざるを得ず、都も美濃紙の独占を放棄せざるを得なかつたとみられる。

(四)徳永薬師平古墳群は推定六墓、——すなわち、多賀神社由緒に見られる明応三年(一四九四)薬師如来を掘り当てたという塚一基、明治初年鈴鏡を掘り当てたという一基、瑞穂青年学校建設用地に引き均したという二基、戦中食糧難時代、諸畑開墾のため地元が掘り均したという一基、外に未確定分一基、都合六基である。

昭和一八年、三村によって**瑞穂青年学校**が建設された。多賀神社手前の右側に、いま芝生の広場が二反余りあるが、学校敷地の跡である。校舎は広場の最南側に、間口一〇間、奥行五間くらいの民家を挽いて、北向きに建てられた。

敷地設定のため、二か所の土盛りを均したところ、大量の土器が現れた。古墳遺物と判ったので、丁寧に掘り出し、校舎が出来た時西側の教室の北隅に、一間×一間、四段くらいの急ごしらえの簡単な棚を作って並べ飾った(当時山田村役場職員故土松純治さん談)。

終戦の年の秋、珍しい物があると言う友達に誘われて、棚の土器を見学に行った。今でも鮮明な記憶に残っている。それらは割り合い白っぽい色をしていた。提瓶(ていべい)・高坏(たかつき)・坏蓋(つきふた)・短頸壺(たんけいこ)等の須恵器であったことが、後年、福田の故田中善次さん所有の福田一・二号墳出土須恵器(県重文・資料館展示)を拝見して知った。記憶に残る**薬師平出土の須恵器は、田中さん所有の物に勝るとも劣らぬもの**であった。

二五年後大和村史編集委員会が発足した時、総務課長で副委員長の土松純治さんに、現物が何処に保管してあるか等を種々尋ねた。すると土松さんは、昭和二〇年秋、占領軍総司令部の命令で閉校となり、校舎は薬師平北側のふもとに挽いて「養老院」として再建された。その時、学校の不要なものは焼いたり処分したりした。須恵器は広場の一角に穴を掘って、生徒の若者らによって叩き込まれ、潰されて埋められた。穴の位置がどの辺か記憶に無いとの答えであった。

——敗戦で歴史・文化への価値観が混乱した時期とは言え、貴重な遺産が無惨に捨て去られたことは、残念という言葉以外に無い。

金森頼岬著

梅窓筆記

佐藤光一

はじめに

前号(第四号)に「東京都立中央図書館蔵『臨池抄』等について(紹介)」なる一文を寄せ、その「三、源台近覚書」の結びに、へこの源台近覚書は、最初に「此已下台近書控」とあり、次ページ上段に引用した跋文と合わせ考えると、金森頼岬の書いた未完の冊子に頼岬が手を加えたものの写本であると考えられる。」と述べ、台近(頼岬)の跋文を示しておいた。

その後『国書総目録』により、金森頼岬の「梅窓筆記」が全国でただ一箇所九州大学付属図書館の「細川文庫」に所蔵されていることが分かった。早速お願いして、コピーを取り寄せてみると、最初の二書「臨池抄」「入木抄」と最後の「書道訓」を除く二書「此已下源台近書加」「源台近覚書」でも「源台近書控」でもなく、はっきり「源台近書加」となっている。「書法式 持明院基時卿口伝(ただし前号で紹介した「書法式」の末尾の二行「此書者、松平主水義高 前大納言基時卿へ聞書せられし秘本也」という文言は見えない。)が収められている。従って、ここに収録し

た「梅窓筆記」にこの二書(「源台近書加」と「書法式 持明院基時卿口伝」)を加えたものが、完成した「梅窓筆記」と考えるべきであろうと思われる。

前述した「源台近覚書」跋文にあった「此書ハ、予が先人頼、壮年の頃より持明院前垂相基時卿の門に入て、授之所聞書也、」と記している、その師事の仕方が本書の冒頭部分ではっきりした。すなわち「黄門ハ帝都におはしまし、予ごときハこの武江にあれば、口づから授り奉る事不叶、依之武江の人皆人伝に道を受るのみ、就宣此事を議、就宣武江に逗留する事日あらず、一紙を黄門に奉り、返報を待に不能、今日直にさづくべきの旨兼被仰、因茲先一首懐紙書法所伝也」とあるように、頼岬は直接師持明院基時卿から伝授されたのではなく、吉益就宣を介して伝授されたことが分かる。さらに、当時江戸の人たちはこのようにして教えを受けていたことも分かる。

「梅窓筆記」がどのような経緯で宇土細川家の所有になったか知りたくて、九州大学付属図書館に問い合わせたところ、まったく不明とのことで、次のような九大文学部の中村幸彦教授(当時)の「細川文庫資料紹介」を送ってくださった。少し長いが一部を引用する。

「九州大学が所蔵する数々の特殊文庫の中で、先ず指を屈すべきは、図書館管理の細川文庫である。点数は二百数十の小規模ながら、中心をなす歌書の古写本は逸品に富んでいる。

この文庫は細川忠興が肥後熊本に移って、その四男立孝を、同宇土に分封して以来、明治まで二十代続いた宇土細川家の旧蔵書の一部である。忠興の父幽斎の歌人歌学者としての血脈がこの家に受け継がれた如く、藩主には和歌や学問に関心をいだく人が現れた。殊に二代の行孝は、和歌に執心し、烏丸資慶に師事、やがては円浄法皇（後水尾院）の勅点を乞うた程で、その点巻のいくつかは、この文庫に伝わる。この師弟は、曾祖父幽斎と祖父光広との間の聞き書き、耳庭記について、続耳庭記なる歌論をも残した。（中略）三条西実隆写の古今集一冊がある。彼はこの本を用いて、宗祇から古今伝授のさいの講義を聞いた和歌史の一こまを、そのままに物語るものである。（以下略）

「梅窓筆記」が宇土細川家の所有になった経緯は不明だとしても、細川幽斎が宗祇から数えて五代目の古今伝授者であり、慶長五年（一六〇〇）に居城田辺城を石田三成の軍勢に包囲された時、後陽成天皇がその歌道の秘訣の絶えるのをおそれ、三成に救命させたとする史実と、その子孫の蔵書の中に後の郡上藩主金森頼皆の「梅窓筆記」があったという事実と、何かしら因縁めいたものが感じられる。

原本の体裁等

和と同じ横本。縦二一センチ、横二八、五センチ。総四〇ページ（表紙とも）一ページの行数は平均一六行である。

解読文について

- 一、解読筆写にあたっては、原文書の行取りどおりとした。
- 二、旧漢字、異体・略体の漢字は常用漢字としたが、常用漢字以外の漢字は、本字を用いた。
- 三、変体仮名は通常の平仮名に直した。また片仮名の「ニ」「ケ（カ・コと読む時）」「ハ」「ミ」および踊り字は原文書のままとした。
- 四、仮名遣いは原本のままとした。
- 五、原本のルビは、該当の語の下に括弧書きした。

書き下し文につて

- 一、原本にルビがある場合には、ルビを省略した。
- 二、ルビが必要と思われる漢字には、該当の文字の下に平仮名でルビを括弧書きした。
- 三、平仮名で書かれているため意味の取りにくい部分には、漢字を充て、該当の箇所の下に括弧書きした。
- 四、解読文で片仮名のまま筆写した仮名は、書き下し文では平仮名に直した。

以下は「梅窓筆記」の全文である。最初に各項の解読文を、次に一行あけ、二段下げて、読み下し文を記した。

梅窓筆記

梅窓筆記

彦太郎就宣ト云

元禄九年歲次丙子六月廿一日、吉益就宣入來、兼日約諾する所也、是入木道相伝の儀を申、許容によつて神文の状を持明院黃門兼時に奉を申合せんがため也、則一紙状を書、就宣に付畢、其状曰、兼日就宣黃門大略如此といふ

入木道御相伝被成条々、題以不可有他言、奉存師弟之思、若於虚言、可蒙日本大小之神祇殊氏神之御罰、仍如件

元禄九年六月廿一日 賴旨判 金森出雲守

持明院前中納言殿

右、越前小奉書と世に云紙に行草相交書之、美濃紙に豎様に包、其上には金森出雲守と下て書之、黃門ハ

元禄九年歲次丙子六月二十一日、吉益就宣入來、兼日約諾する所なり、これ入木道相伝の儀を申す、許容によつて神文の状を持明院黃門兼時に奉るを申し合はせんがためなり、則ち一紙状を書き、就宣に付けおはんぬ、其の状に曰く、兼日、就宣同門といふ善日、就宣同門といふ

入木道御相伝成さる条々、題以て他言あるべからず、師弟の思ひを存じ奉り、もし虚言に於いては、日本大小の神祇殊に氏神の御罰を蒙るべし、よつてくだんのごとし

金森出雲守

元禄九年六月二十一日 賴旨判

持明院前中納言殿

右、越前小奉書と世に云ふ紙に行草相交へ之を書き、美濃紙に豎様に包み、其の上には金森出雲守と下げて之を書く、黃門ハ

元禄九年歲次丙子六月廿一日、吉益就宣入來、兼日約諾する所也、是入木道相伝の儀を申、許容によつて神文の状を持明院黃門兼時に奉を申合せんがため也、則一紙状を書、就宣に付畢、其状曰、兼日就宣同門大略如此といふ

入木道御相傳被成條々、題以不可有他言

奉存師弟之思、若於虚言可蒙日本大小之神祇殊氏神之御罰仍如件

金森出雲守

元禄九年六月廿一日 賴旨判

持明院前中納言殿

右越前小奉書と世に云紙に行草相交へ之を書き、美濃紙に豎様に包み、其の上には金森出雲守と下て書之、黃門ハ

帝部小おくし一海一市之れ此武江に
あれは口つから授り奉る事不叶は
武江の人皆人伝に道を受るのみ、就宣
此事を議、就宣武江に逗留する事日
あらず、一紙を黄門に奉り、返報を待
不能、今日直にさつくへきの旨兼被仰、
因茲先一首懐紙書法所伝也

一 懐紙 天子は大概高一尺四五寸、闊白ハ一尺
三寸、其次一尺二寸、庶人に下りてハ一尺二寸
直せば、大概一尺四五寸になるへし、横は
紙のたかさに可応、強て寸法をいふに
をよハざる也、天子御懐紙に準じ、程に
随ひ、縦横事宜を察すなり、宜しきを随ひ、しくむべし

一 端造を書事、横手を置程といへとも、た、
笏を置ほど、可心得也、凡清書物笏を

一 端造を書事、横手を置程といへとも、ただ
笏を置くほどと心得うべきなり、凡そ清書物笏を

帝部におはしまし、予こときは此武江に
あれは、口つから授り奉る事不叶、依之
武江の人皆人伝に道を受るのみ、就宣
此事を議、就宣武江に逗留する事日
あらず、一紙を黄門に奉り、返報を待
不能、今日直にさつくへきの旨兼被仰、
因茲先一首懐紙書法所伝也

帝部におはしまし、予こときは此の武江に
あれば、口つから授かり奉る事叶はず、之により
武江の人皆人伝に道を受くるのみ、就宣
此事を議す、就宣武江に逗留すること日
あらず、一紙を黄門に奉り、返報を待つに
能はず、今日直ちに授くべきの旨兼ねて仰せられ、
茲に因り先づ一首懐紙書法所伝なり

一 懐紙、天子ハ大概高一尺四五寸、闊白ハ一尺
三寸、其次一尺二寸、庶人に下りてハ一尺二寸
直せば、大概一尺四五寸になるへし、横は
紙のたかさに可応、強て寸法をいふに
をよハざる也、天子御懐紙に準じ、程に
随ひ、縦横事宜を察すなり、宜しきを随ひ、しくむべし

一 懐紙、天子は大概高一尺四五寸、闊白は一尺
三寸、其次一尺二寸、庶人に下りては一尺二寸
に足らざる程なるべし、横紙をはしを少しばかり
直せば、大概一尺四五寸になるべし、横は
紙の高さに応ずべし、強ひて寸法をいふに
をよハざるなり、天子御懐紙に準じ、程に
随ひ、縦横事宜を察すなり、宜しきを随ひ、しくむべし

一 端造を書事、横手を置程といへとも、た、
笏を置ほど、可心得也、凡清書物笏を

一 端造を書事、横手を置程といへとも、ただ
笏を置くほどと心得うべきなり、凡そ清書物笏を

垂て書かば可心得也、其ほとらひを
了見すへし、三首に至る時は奥迫セマル程に
端造を少しに出して可書

一首懐紙ハ大略端造文字数多し、和歌の
字一行には不可書、かた／＼によせてかくへし

かくへし

一沓冠大抵上六分下四分と心得、四分六分の
事強寸法をいふにあらず、上のあき

たると、下の明たる程らひを四分
六分の差と心得也、能懐紙を見て
可了見、端造の沓ハ文字多少によつて

長短あれハ、強て難謂、歌の沓冠を了見すべき
也、端造字不多ハ半字程下へし、字多ハ歌とひ
とし

一沓冠大抵上六分下四分と心得うべし、四分六分の
事強（あながち）寸法をいふにあらず、上のあき
たるほどと下の明きたる程らひを四分

六分の差と心得うべきなり、能く懐紙を見て
了見すべし、端造の沓は文字の多少によつて
長短あれば、強ひて謂ひ難し、歌の沓冠を了見すべき
なり、端造字多からざれば半字程下ぐべし、字多きは歌とひとし

一季書、同の字を加ふる事極真の儀也、
季のみを書て同の字を不加は次之

置て書出すと可心得也、其ほとらひを
了見すへし、三首に至る時は奥迫（セマル）程に
端造を少しに出して可書

置きて書き出すと心得べきなり、其のほどらひを
了見すべし、三首に至る時は奥迫る程に
端造を少しはしに出して書くべし

一首懐紙ハ大略端造文字数多し、和歌の
字一行には不可書、かた／＼によせてかくへし

一首懐紙は大略端造り文字数多し、和歌の
字一行には書くべからず、かたがたによせてかくべし

一沓冠大抵上六分下四分と心得、四分六分の
事強寸法をいふにあらず、上のあき

たると、下の明たる程らひを四分
六分の差と心得也、能懐紙を見て
可了見、端造の沓ハ文字多少によつて
長短あれハ、強て難謂、歌の沓冠を了見
すべき也、端造字不多ハ半字程下へし、字多ハ歌とひ
とし

一沓冠大抵上六分下四分と心得うべし、四分六分の
事強（あながち）寸法をいふにあらず、上のあき
たるほどと下の明きたる程らひを四分

六分の差と心得うべきなり、能く懐紙を見て
了見すべし、端造の沓は文字の多少によつて
長短あれば、強ひて謂ひ難し、歌の沓冠を了見すべき
なり、端造字多からざれば半字程下ぐべし、字多きは歌とひとし

一季書、同の字を加ふる事極真の儀也、
季のみを書て同の字を不加は次之、

一季書、同の字を加ふる事極真の儀なり、
季のみを書きて同の字を加へざるは之に次ぐ、

天子ハ御諱季同乃字季をせしめ給
 公宴も之闕白ハ同乃字を不書コト
 公宴も之必書ク私會に一座の貴人ハ
 季同乃字減ふ也皆筆ハ皆季を以て
 書して同字減各次凡卑ハみな季也同
 字を以て位署臣朝臣上字季を不書第
 一 闕白姓を不書藤氏長者も之闕白
 今任大臣乃人ハ姓を不書心得て任大臣
 以後書かざる人有り、誤りなり、姓を書かざる事は闕白にかざるなり
 一 卑下乃人ハ姓を不書心得て任大臣
 以後書かざる人有り、誤りなり、姓を書かざる事は闕白にかざるなり
 一 墨下乃人ハ姓を不書心得て任大臣
 以後書かざる人有り、誤りなり、姓を書かざる事は闕白にかざるなり
 一 一名の字尤も墨黒に可書、歌の字より也

天子ハ御諱、季、同の字等を書しめ給はず、
 公宴にも闕白ハ同の字を不書、已下
 公宴には必書之、私會に一座の貴人ハ
 季・同の字を不書、等輩ハ皆季をのみ
 書て、同字を略す、凡卑ハみな季書、同
 字をかふ、位署臣姓朝臣上字等を書ハ不尋常

天子は御諱、季、同の字等を書かじめ給はず、
 公宴にも闕白は同の字を書かず、已下
 公宴には必ず之を書き、私會に一座の貴人は
 季・同の字を書かず、等輩は皆季をのみ
 書きて、同字を略す、凡卑はみな季書、同
 字をかふ、位署臣姓朝臣上字等を書くは尋常ならず

一 闕白姓を不書、藤氏長者ならては闕白
 なし、此故に以て也、其余ハ皆姓を書へし、
 今任大臣の人ハ姓を不書と心得て、任大臣
 以後不書人有、誤也、不書姓事ハ闕白にかざる也

一 闕白姓を書かず、藤氏長者ならては闕白
 なし、此の故に以てなり、其の余は皆姓を書くべし、
 今任大臣の人は姓を書かずと心得て、任大臣
 以後書かざる人有り、誤りなり、姓を書かざる事は闕白にかざるなり

一 卑下の心にて姓には墨を不繼して書、
 墨かれなり、今筆に含所のすみを拭て
 書、すみかきをいちらせんとすとの儀也、
 強て拭て書といふにはあらずと黄門被談所也

一 卑下の心にて姓には墨を継がずして書く、
 墨かれなり、今筆に含む所のすみを拭きて
 書く、すみかきをいちらせんとすとの儀なり、
 強ひて拭きて書くといふにはあらずと黄門談ざる所なり

一 一名の字尤も墨黒に可書、歌の字より也

一名の字尤も墨黒に書くべし、歌の字よりなり

下へし、半字とかきり謂うにはあらず、
長短の字有によつて、強謂かたき也、
沓を等しく書ハ吉にあらず

や下ぐべし、半字とかきり謂うにはあらず、
長短の字有るによつて、強(あながち)に謂ひがたきなり、
沓を等しく書くは吉にあらず

一 祈乃字の沓成しむに心得有、歌の
沓と和歌の歌の字の沓とひとしく
すへし、違ふへからず、此旨をおもひて
和歌の字を可書なり

一 歌の字の沓をとむるに心得有り、歌の
沓と和歌の歌の字の沓とひとしく
すべし、違ふべからず、此の旨をおもひて
和歌の字を書くべきなり

一 祈乃沓三行を皆等しくすへし、次等
を和歌の歌の字の沓と下を等しくして書、
第二行めをは聊短く書、短くとはたとへハ
沓分或五厘計、第三行また第一行和歌
の歌の字と等しく書へし、又第二行めを
歌の字と等しく書て、第一第三行を短く
もかくなり

一 歌の沓三行を皆等しくすべからず、第一行
を和歌の歌の字の沓と下を等しくして書く、
第二行めをば聊か短く書く、短くとはたとへば
沓分或いは五厘ばかり、第三行また第一行和歌
の歌の字と等しく書くべし、又第二行めを
歌の字と等しく書きて、第一第三行を短く
もかくなり

一 經文追善懐紙は名をかき下(サケ)ず、歌も等しく
書也、裏に經文をすらんとする也、このゆえに

一 經文追善懐紙は名をかき下げず、歌も等しく
書くなり、裏に經文をすらんとするなり、このゆえに

石濱書さき次かきしき成若事さきも
 一 奥成はのくへへ普通に見る
 一位署臣姓朝臣上等を書き事晴乃儀也
 一 撰政関白乃家礼會に同氏なれば藤氏の
 人氏をかかず、是を准し斟酌あるべし
 一 季・同の字無之ハ、一字ほど下て詠の字を
 可書出、しかれども、題により上の方おほく
 あきて見える程に、一字下るにおよはず、
 半字もさがる也、上下を見はからふへし
 一 季・同の字之れ無きは、一字ほど下げて詠の字を
 書き出すべし、しかれども、題により上の方おほく
 あきて見える程に、一字下がるにおよばず、
 半字もさがるなり、上下を見はからふべし
 一 はし造、字と字の間あまりにはなれざるやうに書へし
 一 はし造り、字と字の間あまりにはなれざるやうに書くべし
 一 位置、名を書くに、端づくりを見合せて、文字
 並てなきやうに書へし、或端造の文字も
 半より位置を書出すべし、和歌の二字も
 はしつくりの字の半に、頭の中る様に
 書出すへし、或和歌の二字の中の端造
 一 位置、名を書くに、端づくりを見合せて、文字
 並びてなきやうに書くべし、或ひは端造りの
 文字の半ばより位置を書き出すべし、和歌の二字も
 はしつくりの字の半ばに、頭の中(あた)る様に
 書き出すべし、或ひは和歌の二字の中の端造り

名を書さけず、ひとしきを吉事とせざる也、
 また奥をつめて書へし、普通に異り

名を書きさけず、ひとしきを吉事とせざるなり、
 また奥をつめて書くべし、普通に異り

一位署、臣、姓、朝臣、上等を書き事晴の儀也
 一位署、臣、姓、朝臣、上等を書き事晴の儀なり

一 撰政、関白の家の會に、同氏なれば、藤氏の
 人氏をか、す、是を准し斟酌あるへし

一 撰政、関白の家の會に、同氏なれば、藤氏の
 人氏をかかず、是を准し斟酌あるべし

一 季・同の字無之ハ、一字ほど下て詠の字を
 可書出、しかれども、題により上の方おほく
 あきて見える程に、一字下るにおよはず、
 半字もさがる也、上下を見はからふへし

一 季・同の字之れ無きは、一字ほど下げて詠の字を
 書き出すべし、しかれども、題により上の方おほく
 あきて見える程に、一字下がるにおよばず、
 半字もさがるなり、上下を見はからふべし

一 はし造、字と字の間あまりにはなれざるやうに書へし

一 はし造り、字と字の間あまりにはなれざるやうに書くべし

一 位置、名を書くに、端づくりを見合せて、文字
 並てなきやうに書へし、或端造の文字も
 半より位置を書出すべし、和歌の二字も
 はしつくりの字の半に、頭の中る様に
 書出すへし、或和歌の二字の中の端造

一 位置、名を書くに、端づくりを見合せて、文字
 並びてなきやうに書くべし、或ひは端造りの
 文字の半ばより位置を書き出すべし、和歌の二字も
 はしつくりの字の半ばに、頭の中(あた)る様に
 書き出すべし、或ひは和歌の二字の中の端造り

一 位置、名を書くに、端づくりを見合せて、文字
 並びてなきやうに書くべし、或ひは端造りの
 文字の半ばより位置を書き出すべし、和歌の二字も
 はしつくりの字の半ばに、頭の中(あた)る様に
 書き出すべし、或ひは和歌の二字の中の端造り

乃字を半に中るやうに書へし、歌も
罪をかけて書たるやうになき様に可
書、とにかくに、よこさまに筋ひきたる
やうに不可書、此心得肝要也、能人の懐
紙を考へハ明白也

一 法中ハ公宴といへども季・同の字を不書、
法親王といへども季・同の字を不書

一 季・同乃字あれハ端造と歌頭ひとし
かるへし、季・同なきハ如右下て書へし

一 一首懐紙ハ歌三行三字也、三十一字を九、十、
九、三と大概ハ書とも、文字三十六字に及ぶ

も有、また書切かたき言葉も文字も
あれハ、強に謂かたし、君・月などいふ
字をかなに不可書、有明の月の月歌など、
又長月の月など、二つ続く所にてハ、一所
ハかなに可書、されども行をまたけて

一 一首懐紙は歌三行三字なり、三十一字を九、十、
九、三と大概は書くとも、文字三十六字に及ぶ
も有り、また書き切りがたき言葉も文字も
あれば、強ちに謂ひがたし、君・月などいふ
字をかなに書くべからず、有明の月の月歌など、
又長月の月などと二つ続く所にては、一所（ひとところ）
はかなに書くべし、されども行をまたけて

一 一首懐紙ハ歌三行三字也、三十一字を九、十、
九、三と大概ハ書とも、文字三十六字に及ぶ
も有、また書切かたき言葉も文字も
あれハ、強に謂かたし、君・月などいふ
字をかなに不可書、有明の月の月歌など、
又長月の月など、二つ続く所にてハ、一所
ハかなに可書、されども行をまたけて

の字の半に中るやうにも書へし、歌も
罪をかけて書たるやうになき様に可
書、とにかくに、よこさまに筋ひきたる
やうに不可書、此心得肝要也、能人の懐
紙を考へハ明白也

の字の半ばに中（あた）るやうにも書くべし、歌も
罪をかけて書きたるやうになき様に書くべし、
とにかくに、よこさまに筋ひきたる
やうに書くべからず、此の心得肝要なり、能人の懐
紙を考へば明白なり

一 法中ハ、公宴といへども季・同の字を不書、
法親王といへども季・同の字を不書

一 法中は、公宴といへども季・同の字を書かず、
法親王といへども季・同の字を書かず

一 季・同の字あれハ、端造と歌頭ひとし
かるへし、季・同なきハ如右下て書へし

一 季・同の字あれば、端造りと歌頭ひとし
かるべし、季・同なきは右下けての如く書くべし

一 一首懐紙ハ歌三行三字也、三十一字を九、十、
九、三と大概ハ書とも、文字三十六字に及ぶ

も有、また書切かたき言葉も文字も
あれハ、強に謂かたし、君・月などいふ
字をかなに不可書、有明の月の月歌など、
又長月の月など、二つ続く所にてハ、一所
ハかなに可書、されども行をまたけて

一 一首懐紙は歌三行三字なり、三十一字を九、十、
九、三と大概は書くとも、文字三十六字に及ぶ
も有り、また書き切りがたき言葉も文字も
あれば、強ちに謂ひがたし、君・月などいふ
字をかなに書くべからず、有明の月の月歌など、
又長月の月などと二つ続く所にては、一所（ひとところ）
はかなに書くべし、されども行をまたけて

一 一首懐紙ハ歌三行三字也、三十一字を九、十、
九、三と大概ハ書とも、文字三十六字に及ぶ
も有、また書切かたき言葉も文字も
あれハ、強に謂かたし、君・月などいふ
字をかなに不可書、有明の月の月歌など、
又長月の月など、二つ続く所にてハ、一所
ハかなに可書、されども行をまたけて

一 一首懐紙は歌三行三字なり、三十一字を九、十、
九、三と大概は書くとも、文字三十六字に及ぶ
も有り、また書き切りがたき言葉も文字も
あれば、強ちに謂ひがたし、君・月などいふ
字をかなに書くべからず、有明の月の月歌など、
又長月の月などと二つ続く所にては、一所（ひとところ）
はかなに書くべし、されども行をまたけて

末に飛鳥井家の事を謂所に、なを委注

末に飛鳥井家の事を謂所に、なを委しく注す

一 俗難とて、頭に並び、沓にならひなどしたる
かなの字の、けしからず、あしく、或いまく
敷など読なざる、事有、或すゑの三字
の所、か様の所を心にかけてかくへき也、
かなも、たとへばきの字ならハ、喜の字
などの様の字を、殊にとまりなどに
可書、賀歌などに祝詞を添る心也、祝詞
多くいはぬ時ハ、猶此意あるへし

一 俗難とて、頭に並び、沓にならびなどしたる
かなの字の、けしからず、あしく、或ひはいまく
しきなど読みなざる事あり、或ひはすゑの三字
の所、か様の所を心にかけて書くべきなり、
かなも、たとへばきの字ならば、喜の字
などの様の字を、殊にとまりなどに
書くべし、賀歌などに祝詞を添へる心なり、祝詞
多くいはぬ時は、猶此の意あるべし

一行の頭に、てにをはの字かならずか、る
やうに成たる時ハ、たとへハ、にの字など
ならハ、耳の字などを書いて、てにをはの
字のさやかに見えぬようにする也、にの字
すみ黒に頭に書ぬれば、つたなく見
ゆるなり、かやうの所には、形の大き
やかなる字を可書也、にの字にかぎらず、

一行の頭に、てにをはの字かならずか、る
やうに成りたる時は、たとへば、にの字など
ならば、耳の字などを書いて、にをはの
字のさやかに見えぬようにするなり、にの字
すみ黒に頭に書きぬれば、つたなく見
ゆるなり、かやうの所には、形の大き
やかなる字を書くべきなり、にの字にかぎらず、

末に飛鳥井家の事、或は謂所に、なを委注
一 俗難とて、頭に並び、沓にならひなどしたる
かなの字の、けしからず、あしく、或いまく
敷など読なざる、事有、或すゑの三字
の所、か様の所を心にかけてかくへき也、
かなも、たとへばきの字ならハ、喜の字
などの様の字を、殊にとまりなどに
可書、賀歌などに祝詞を添る心也、祝詞
多くいはぬ時ハ、猶此意あるへし

一行の頭に、てにをはの字かならずか、る
やうに成たる時ハ、たとへハ、にの字など
ならハ、耳の字などを書いて、てにをはの
字のさやかに見えぬようにする也、にの字
すみ黒に頭に書ぬれば、つたなく見
ゆるなり、かやうの所には、形の大き
やかなる字を可書也、にの字にかぎらず、

一行の頭に、てにをはの字かならずか、る
やうに成りたる時は、たとへば、にの字など
ならば、耳の字などを書いて、にをはの
字のさやかに見えぬようにするなり、にの字
すみ黒に頭に書きぬれば、つたなく見
ゆるなり、かやうの所には、形の大き
やかなる字を書くべきなり、にの字にかぎらず、

惣して字形不よりりて何字も如此

一 飛鳥井家には必二行の沓に上の句を
書とめ、三行の頭より下の句を書出也、
是雅経已来三行五字に書、何なれハ、末
に文字をおほく用故也、飛鳥井家
ならでも、第三行の頭より下句を書
出す事也、これ八行をまたけて難書
言葉の下句ある時の事也、君か代、或
代々、齢など様の言葉なり

一 墨継れ事端造ハ、たとへば春日とかき、
すみを継て、同の字を書、又墨をついで
詠の字をかき、又墨をついて題を書、
或何首字を書、また継て、和歌字を書也、
位置ハ官位の字ハみなすみ黒に書、
兼、行、守、臣、姓、朝臣等の字ハ墨を不継
可書、歌句々に継と可心得、但初行頭濃、第
二 墨継れ事端造ハ、たとへば春日とかき、
すみを継て、同の字を書、又墨をついで
詠の字をかき、又墨をついて題を書、
或何首字を書、また継て、和歌字を書也、
位置ハ官位の字ハみなすみ黒に書、
兼、行、守、臣、姓、朝臣等の字ハ墨を継がず
可書、歌句々に継と心得べし、但し初行頭濃く、第

惣して字形によりて何字も如此

惣じて字形によりて何字もこのごとし

一 飛鳥井家には、必ず二行の沓に上の句を
書きとめ、三行の頭より下の句を書き出すなり、
これ雅経已来三行五字に書、何となれば、末
に文字をおほく用ふ故なり、飛鳥井家
ならでも、第三行の頭より下句を書き
出すことなり、これは行をまたげて書き難き
代々、齢など様の言葉なり

一 墨継の事、端造ハ、たとへば春日とかき、
すみを継て、同の字を書、又墨をついで
詠の字をかき、又墨をついて題を書、
或何首字を書、また継て、和歌字を書也、
位置ハ官位の字ハみなすみ黒に書、
兼、行、守、臣、姓、朝臣等の字ハ墨を不継
可書、歌句々に継と可心得、但初行頭濃、第

一 墨継の事、端造りは、たとへば春日とかき、
すみを継て、同の字を書、又墨をついで
詠の字をかき、又墨をついて題を書、
或ひは何首字を書き、また継ぎて、和歌字を書くなり、
位置は官位の字はみなすみ黒に書、
兼、行、守、臣、姓、朝臣等の字は墨を継がず
書くべし、歌句々に継ぐと心得べし、但し初行頭濃く、第

二行頭墨かれに第三行ハ別に墨を繼ぐ
をよばず、濃も淡くもなくして、三字の
所にて墨をこく書く事も有、二行の
沓に、下句の初の一字にて墨をつき、
また墨をついで、三行の頭にて墨
をついで書事普通の儀なり

一惣して歌をつふとまめかな、といふ
もの、やうに不可書、懐紙ハかなを皆つづ
けてハ不書へし、つづけて可然を分別し
て、かなにても文字とかなにても、一行
の内に二つも三つもつきたるを、いつれの
行にもましへ可書、ならひてなきやうに
隣の行を考、よく分別して可書、懐紙ハ
風流をこととすべからず

一惣して歌をつぶつとまめかななどいふ
もののやうに書くべからず、懐紙ハかなを皆つづ
けては書かざるべし、つづけて然るべきを分別し
て、かなにても文字とかなにても、一行
の内に二つも三つもつきたるを、いづれの
行にもましへ書くべし、ならびてなきやうに
隣の行を考へ、よく分別して書くべし、懐紙は
風流をこととすべからず

一雑談の序聞事有、物の外題ハ其物の
よこならば六分一、堅ならば三分二と可意得

一雑談の序に聞くことあり、物の外題は其の物の
よこならば六分一、堅ならば三分二と可意得

一 同曰撰集ハウチカヘズ紙の端より書き出す
 是撰集の書様也、物語などは、とちめの
 際より書き出す、伊勢物語のみハ、撰集の
 ことくハしより書也、伊勢物語に限る
 事也、光源氏物語にても、とちめの方より
 書き出す事普通のことし、伊語にかざる可謂規模
 可謂規模

一 同曰行數撰集ハ陽數也ウチカヘズ、陰數を
 用也

一 同曰經を去に普通乃ウチカヘズ、其也上
 一 同曰經を去に普通乃ウチカヘズ、其也上
 佛經ハ文字乃換をさらん事、功徳原
 漢語乃附下ハ机ニあたること繁シ、しかるが
 ゆへに換せん事、おそれたり也、かみ(紙)の
 つぎめを除きて之を書くべし

一 同曰勸進帳、態と繼目に書也

一 同曰、撰集ハウチカヘズ紙の端より書き出す、
 是撰集の書様也、物語などは、とちめの
 際より書き出す、伊勢物語のみハ、撰集の
 ことくハしより書也、伊勢物語に限る
 事也、光源氏物語にても、とちめの方より
 書き出す事普通のことし、伊語にかざる可謂規模

一 同曰、撰集ハウチカヘズ紙の端より書き出す、
 これ撰集の書き様なり、物語などは、とちめの
 際より書き出す、伊勢物語のみハ、撰集の
 ことくハしより書くなり、伊勢物語に限る
 事なり、光源氏物語にても、とちめの方より
 書き出す事普通のことし、伊語にかざる規模と謂ふべし

一 同曰、行數、撰集ハ陽數也、物かたりハ陰數を用也

一 同曰、行數、撰集ハ陽數なり、物がたりハ陰數を用ふなり

一 同曰、經を書に、普通の物には異也、上を
 みしかく下を長くす、經にかざる事也、
 仏經ハ文字の損せざらん事を功徳とす、
 読誦の時、下ハ机にあたること繁、しかるか
 ゆへに損せん事をおそれて也、かみの
 つぎめを除て書之へし

一 同曰、經を書に、普通の物には異なるなり、上を

みしかく下を長くす、經にかざる事なり、
 仏經ハ文字の損せざらん事を功徳とす、
 読誦の時、下ハ机にあたること繁し、しかるが
 ゆへに損せん事をおそれたり也、かみ(紙)の
 つぎめを除きて之を書くべし

一 同曰、勸進帳は態と繼目に書也、

一 同曰、勸進帳は態(わざ)と繼目に書くなり、

同年七月朔日夕就宜来二首以上懐紙
乃事端造に

詠何首和歌を季同の字法と題を去
二行七字に并紙去次の歌を去并紙書事
乃と名え事端造れ次初此題乃亦にも
一詠何首和歌と去て初乃歌を名何と
去る次小書ハ常也又

詠何和歌と去て名紙書歌を去次の歌を
去る并紙を去るゆへと去る乃れも南流
去乃體を用二首以上懐紙ハ二行より
はくは三行去へ一并乃書ハ歌を去れ皆に
不拘一首懐紙乃何と去るひに二首
去六端造を二行小去和并の字法の
書高きと去て也

一名紙書事一首くわいしに無差別の
書よりやや下て去へ

同年七月朔日夕就宜来、二首以上懐紙
の事端造に

詠何首和歌、尤季、同の字を書、題を書、
二行七字に歌を書、次の題を書、歌を書事
常也、名元来端造の次、初の題の前に有
へし、詠何首和歌と書て、初の題を名を書
たる次に書ハ常也、又
詠何和歌と書て名を書、歌を書、次の題を
かき、歌を書事も有、しかれとも当流は
まへの体を用、二首以上懐紙ハ一行にハし
つくりを書へし、歌の沓ハ、歌字の沓に
不拘一首懐紙のほとらひに可書、二首
已上ハ端造を一行に書故、和歌の歌字の
書高きによつて也

同年七月朔日夕就宜来る、二首以上懐紙
の事端造りに

詠何首和歌、尤も季・同の字を書き、題を書き、
二行七字に歌を書き、次の題を書き、歌を書くこと
常なり、名元来端造りの次、初の題の前に有る
べし、詠何首和歌と書きて、初の題を名を書き
たる次に書くは常なり、又
詠何和歌と書きて名を書き、歌を書き、次の題を
かき、歌を書く事も有り、しかれども当流は
まへ（前）の体を用ふ、二首以上懐紙は一行にはし
づくりを書くべし、歌の沓は、歌字の沓に
拘らず一首懐紙のほとらひに書くべし、二首
已上は端造りを一行に書く故、和歌の歌字の
書高きによつてなり

一名を書事、一首くわいしに無差別、歌の
沓よりや、下て書へし

一名を書く事、一首くわいし（懐紙）に差別無く、歌の
沓よりやや下げて書くべし

一題の冠ハ歌を書へき冠を考、夫より一字

一字半、一字半余も下て書へし、端造をも

見合せて高下可了見也、あまり卑き

もあまりたかきもあしき也、題の字

の多少によりてなを了見有、只能人の

懐紙を見て思慮すべき也

一題の冠ハ歌を書へき冠を考へ、夫より一字、

一字半、一字半余も下けて書くへし、端造りをも

見合せて高下了見すべきなり、あまり卑（ひく）き

あまりたか（高）きもあしきなり、題の字

の多少によりてなを了見有り、ただ能人の

懐紙を見て思慮すべきなり

一歌の下の七字を題の沓よりハ書さくへし

一歌の下の七字を題の沓よりは書きさぐべし

一三首以上ハ一枚に書、四首以下ハ二枚にかく、

十首にをよば、二行に書、其上ハほとにしたかひ可繼

一三首以上は一枚に書き、四首以下は二枚にかく、
十首にをよばば二行に書く、其の上はほどにしたがひ繼ぐへし

一繼目ハ歌の行の間にあたるやうにする、
其一首のこなたの紙にも有様にする也、
或十首以上歌のあまたなる時は、おもふ
やうにも成かたければ、此時は題を別の
紙にかき、歌をば次の紙に書也、如斯
一首の分面にある様に心得也、繼めに

一繼目は歌の行の間にあたるやうにする、
其の一首のこなたの紙にも有り様にするなり、
或ひは十首以上歌のあまたなる時は、おもふ
やうにも成りがたければ、此の時は題を別の
紙にかき、歌をば次の紙に書くなり、斯の如く
一首の分面にある様に心得べきなり、繼めに

一題の冠ハ歌を書へき冠を考、夫より一字

一字半、一字半余も下て書へし、端造りをも

見合せて高下可了見也、あまり卑き

もあまりたかきもあしき也、題の字

の多少によりてなを了見有、只能人の

一題の冠ハ歌を書へき冠を考、夫より一字、
一字半、一字半余も下て書へし、端造りをも
見合せて高下可了見也、あまり卑き
もあまりたかきもあしき也、題の字
の多少によりてなを了見有、只能人の
懐紙を見て思慮すべき也

一題の冠は歌を書へき冠を考へ、夫より一字、
一字半、一字半余も下けて書くへし、端造りをも
見合せて高下了見すべきなり、あまり卑（ひく）き
あまりたか（高）きもあしきなり、題の字
の多少によりてなを了見有り、ただ能人の
懐紙を見て思慮すべきなり

一歌の下の七字を題の沓よりハ書さくへし
一歌の下の七字を題の沓よりは書きさぐべし

一三首以上ハ一枚に書き、四首以下は二枚にかく、
十首にをよばば二行に書く、其の上はほどにしたがひ繼ぐへし
一三首以上は一枚に書き、四首以下は二枚にかく、
十首にをよばば二行に書く、其の上はほどにしたがひ繼ぐへし

一繼目ハ歌の行の間にあたるやうにする、
其一首のこなたの紙にも有様にする也、
或十首以上歌のあまたなる時は、おもふ
やうにも成かたければ、此時は題を別の
紙にかき、歌をば次の紙に書也、如斯
一首の分面にある様に心得也、繼めに

うをてハ努々書へからず、五首の懐紙
 三首めの歌二行書て、継目を、きて
 七字をかくハ思ふま、の事也、手際なり
 一冷泉家には只詠何和歌とかいて、次は
 題を書、二首三首を詠とは不書、体を多く
 用と見えたり、一首懐紙冷泉にハ端
 造二行にハ大略不書、和歌の字も一行に
 書、歌の字も冷泉多歌を用、当流は二条家に無異
 一冷泉家にはただ詠何和歌とかいて、次は
 題を書き、二首三首を詠とは書かず、体を多く
 用ふと見えたり、一首懐紙冷泉には端
 造り二行には大略書かず、和歌の字も一行
 に書く、歌の字も冷泉多歌を用ふ、当流は二条家に異なる無し
 二條家には不変

一 今夕たんざくの事相伝也、凡短冊は
 歌第一、第三、第五の句可黙筆、題ハ字数
 三に至る迄ハ一行に書、四以上ハ二行に書、
 但次の行ハさけて書へし、風流を不好、墨黒に可書
 一 今夕たんざくの事相伝なり、凡そ短冊は
 歌第一、第三、第五の句黙筆すべし、題は字数
 三に至る迄は一行に書き、四以上は二行に書く、
 但し次の行はさけて書くべし、風流を好まず、墨黒に書くべし
 一 主上御製、御短冊上下句頭等、上句の末
 の一兩字を少し左の方へ寄て令書給也、御製に
 一 主上御製、御短冊上下句頭等、上句の末
 の一兩字を少し左の方へ寄せて書かしめ給ふなり、御製に

御名なし 上の句下草の事

一太上天皇御製御短冊、同主上御短冊、但

下句頭下て令書給、同

一女房乃をんさく下句上りて可き

名成り書 仙洞と同一にあり女房も

一勅題上の折目乃志く下句上りて可き

り 誤申書換る所類紙奉行に

一自詠をんさく上乃たおめの上へいさ

筆を挙げて書出す、文字大小に随て

半字或其三二分也上下句頭ひとし

かうへい名の上乃自詠下り御下

一 水成等可き

一 類短冊下句聊さけて可書、其餘は有

題無差別、下句上を等書も又一体也、

然れどもさけて書くを本とす、あまた書くは

一 無題短冊は下句聊さけて書くべし、其の余は有

題差別無し、下句上句を等しく書くも又一体なり、

然れどもさけて書くを本とす、あまた書くは

御名なし 上の句下草の事

御名なし 上の句下草の事

一太上天皇御製御短冊、同主上御短冊、但

下句頭下て令書給、同

一太上天皇御製御短冊、同主上御短冊、但し

一女房のたんさく下句さけて可き、名を書かず 仙洞と同一にあり女房も

一勅題ハ上の折目のしたより書出すへし、

もし誤て書損る時は、類紙を奉行に

請て可清書也、類紙を請事非憚

一勅題は上の折目のしたより書き出すべし、

もし誤りて書き損ずる時は、類紙を奉行に

請て清書すべきなり、類紙を請く事憚るに非ず

一自詠たんさくハ、上のおりめの上へいさ、か

筆を挙げて書出す、文字大小に随て

半字或其三二分也、上下句頭ひとし

かうへい、名は上の句の沓より聊書下へし、沓を等くすへからず

一 自詠たんさくは、上のおりめの上へいさ、か

筆を挙げて書き出す、文字大小に随て

半字或ひは其の三分二ばかりなり、上下句頭ひとし

かうへい、名は上の句の沓より聊書き下ぐべし、沓を等しくすべからず

一 無題短冊ハ下句聊さけて可書、其餘は有

題無差別、下句上を等書も又一体也、

然れどもさけて書くを本とす、あまた書くは

若ハ此体をまじへ可也

一 短冊に古歌を書事、下句を必さけて書、常の短冊よりハ聊あけて書出すへし、香さのみ卑からぬ様にすへし、名を書たんざくよりハ下句を長く可書、程らひ能人の短冊を見て可思慮、名のある短冊のごとくに下句を書とむるハ、其ほと隙ありて、つたなく見くるしき也

一 短冊に古歌を書事、下句を必さけて書、常の短冊よりハ聊あけて書出すへし、香さのみ卑からぬ様にすへし、名を書たんざくよりハ下句を長く可書、程らひ能人の短冊を見て可思慮、名のある短冊のごとくに下句を書とむるハ、其ほと隙ありて、つたなく見くるしき也

若ハ此体をまじへ可書

若しくは此の体をまじへ書くべし

一 短冊に古歌を書事、下句を必さけて書、常の短冊よりハ聊あけて書き出すべし、香さのみ卑(ひく)からぬ様にすべし、名を書たんざくよりは下句を長く書くべし、程らひ能人の短冊を見て思慮すべし、名のある短冊のごとくに下句を書きとむるは、其のほど隙ありて、つたなく見くるしきなり

一 下絵の短冊草木水石の類ハ不及論、なにやうにも有へし、惣じて短冊には日月を不画、若ある時は除て可書、蝶・鳥惣じて生る物の類を除くへし、然共除事あたハざる模様可有、然刻ハ其目を除て可書、さあれハ無類面眼を書、消事不可有也、又不能除面眼ハ則いたはる也、旁とは字の空眼の所若ハ筆の細くあたる様の所等にあて、可書

一 下絵の短冊草木水石の類は論ずるに及ばず、なにやうにも有るべし、惣じて短冊には日月を画かず、若しある時は除きて書くべし、蝶・鳥惣じて生くる物の類を除くべし、然れども除く事あたはざる模様有るべし、然る刻(とき)は其の目を除きて書くべし、さあれば煩ひ無く面眼を書き、消す事有るべからずなり、又面眼除く能はざれば則ちいたはるなり、旁(いたは)るとは字の空眼の所若しくは筆の細くあたる様の所等にあてて書くべし

一 經文の短冊或追善短冊等も大抵無差別、
 但上の句の沓と名の沓を等くする也
 一 經文の短冊或ひは追善短冊等も大抵差別無し、
 但し上の句の沓と名の沓を等しくするなり
 一 罪懸短冊題ハ如常、尤野の上に書歌ハ野
 の下より書出して、上句は下の野にかけて
 其ま、書さけて、常の短冊のごとくに書留
 へし、後の句ハ下の野の上にて可書留、
 名の書様常の自詠短冊に無差別、下の
 野を上句の句にて勞ることあり、書切に書
 事ハなし、いたはるとは、墨黒なることの野に
 あたらぬやうにし、字のつ、きたる間に
 なるやうにする也、飛鳥井家には書切て
 野を助て下に書事有、冷泉家ハ下の野
 の上下両句ともに書留て、下の野の下の
 真中に名を書なり 近代当流と一同也
 一 罪懸短冊題ハ如常、尤野の上に書歌ハ野
 の下より書き出して、上句は下の野にかけて
 其のまま書きさけて、常の短冊のごとくに書き留む
 べし、後の句は下の野の上にて書き留むべし、
 名の書き様常の自詠短冊に差別無し、下の
 野を上句の句にて勞(いたは)ることあり、書き切りに書く
 事はなし、いたはるとは、墨黒なることの野に
 あたらぬやうにし、字のつづきたる間に
 なるやうにするなり、飛鳥井家には書き切りて
 野を助けて下に書く事り、冷泉家は下の野
 の上下両句ともに書き留めて、下の野の下の
 真中に名を書くなり 近代当流と一同なり

一 經文の短冊或追善短冊等も大抵無差別、
 但上の句の沓と名の沓を等くする也
 一 經文の短冊或ひは追善短冊等も大抵差別無し、
 但し上の句の沓と名の沓を等しくするなり
 一 罪懸短冊題ハ如常、尤野の上に書歌ハ野
 の下より書出して、上句は下の野にかけて
 其ま、書さけて、常の短冊のごとくに書留
 へし、後の句ハ下の野の上にて可書留、
 名の書様常の自詠短冊に無差別、下の
 野を上句の句にて勞ることあり、書切に書
 事ハなし、いたはるとは、墨黒なることの野に
 あたらぬやうにし、字のつ、きたる間に
 なるやうにする也、飛鳥井家には書切て
 野を助て下に書事有、冷泉家ハ下の野
 の上下両句ともに書留て、下の野の下の
 真中に名を書なり 近代当流と一同也

(注)

一、源台近、金森頼錦（一七二三〜一六三二）始め台頼、台近、のち頼錦。幼名又太郎。郡上藩王金森頼旨の嫡孫。父の死により享保一四年（一七二九）祖父の嗣となる。元文元年（一七三六）七・一八祖父頼旨の後を継ぎ郡上藩主となる。延享四年（一七四七）奏者番。宝暦八年失政により改易。陸中盛岡藩南部利雄に永預けとなる。詩文・わ歌を嗜み、領内の名勝の詩を諸侯に求め、また宗祇水という泉についての諸侯卿の詠を集めて歌集を編じた。著作：白雲集（歌集）、源台近覚書。

二、金森頼旨（一六六九〜一七三六）。寛文一二年（一六七二）父の遺跡を相続。元禄五・七・二八飛騨国から出羽国上山に国替えとなる。同一〇・六・一一美濃郡上藩主となり、越前国石徹白を預かる。持明院基時に師事し書を学ぶ。号梅窓。著作：梅窓筆記（書道）。

三、金森家の略系図



四、持明院家 藤原北家の流れで、室町時代の基春の時、世尊寺流の書を学び、以来代々能書を以て朝廷に仕え、江戸末期まで、その家格を誇った。

五、持明院基時 寛永一二年（一六三五）〜元禄一七年（一七〇四）七〇歳没。寛文三年（一六六三）従三位、元禄四年（一六九一）正二位、同一七年権大納言。家伝の書に秀でた。著書：持明院基時書状、持明院基時法帖書、入木道相伝聞書、書法式など多数。

六、尊円入道親王（一二九八〜一三五六）伏見天皇の第六王子。天台座主、青蓮院門跡。書法を世尊寺家十一代行房、十三代行尹に学び、小野道風、藤原行成などの上代様と、南宋の張即之（ちようそくし）の書風を加え、平明高雅な独自の書風（青蓮院流）を確立した。青蓮院流（尊円流、栗田流）は、江戸時代に御家流として一大書流をなした。その書道観を集大成して「入木抄（じゅぼくしょう）」を著す。代表筆跡「大覚寺結夏衆僧名単」。

七、御家流 青蓮院流の書き手である松花堂昭乗（しょうかどうしょうじよう）（二五八四〜一六三九）が江戸に招かれて幕府の右筆に書法を伝えた頃から、右筆の中に根強い支持層をもち、幕府の公用書体となった。

八、逍遙院、三条西実隆（二四五五〜一五三七）。法名堯空。和学の最高権威としてあがめられた。文亀元年（一五〇一）飯尾宗祇から古今伝授を了畢し、伝統文化の権威と目され、三条西家の権威を築いた。

九、小杉樞邨（こすぎすぎむら）（二八三四〜一九一〇）明治の国学者。号は杉園。阿波国生まれ。安政元年（一八五四）江戸に出て国史・国文を学ぶ。尊王論を唱えて一時幽閉される。維新後は教部省・文部省に出仕し「古事類苑」の編集に携わる。東京帝国大学古典講習科准講師・東京美術学校教授などを歴任した。

妙見大門の思い出

土松新逸

妙見にかや葺きの家大きなる二軒が
ありしまだありありと

少年の日をおおははに育てられし
かや葺きの家大きかりけり

若き日の父と母とは妙見の桜の下に
恋かたりませし

我を残し桜の下に逝きませし年若き
母はせつなかりけん

若きらの恋物語綴りつつ里は
やさしく伸びて来にけり

いかづちに樹冠枯れいし神杉の
今に伸びゆく不思議さ仰ぐ



神杉の樹冠枯れいし遠き日を語らう
親友の顔今は亡く

武田師や藤田兄らとしの脇の山に
語りし日は遠くして

九十五歳一人老いぼけし新逸に何を
仰せに神杉よいま

厳然といませしとうのたねたけ東胤駈さんいまは
にこにこただ笑ますのみ

土松とう名前もわすれたまいたる
胤駈さんの笑顔かなしく

神帰り杉を見上げて戻り来し日を
語りたき君の顔無く

妙見の大門ということだけで
思うこと多きわが生涯よ

史苑愛唱

高橋義一

天地創めの神は鳥の交わりに習ったと（日本書紀）

鳥交りさかつつしんで聞く神話かな

京都疏水桜並木路途中、哲学者西田幾太郎邸

哲学を花の疏水に流したり

高倉帝寵姫小督内親王出産、清盛は娘徳子を貢いでいたので、怒って小督を捕らえて尼にした、時に二三歳、嵐山対岸に小督庵が遺る

花震こごうふ小督の琴や平家亡うす

吉野山無情の落花よしずか静舞ふ

莊川村中野照蓮寺は親鸞聖人の高弟善俊が開基、桜の大樹が寺と共に沈むため、電源開発総裁高崎鉄之助は専門家に現在地に移植させ、看板の碑文を選した

御母衣ダム花の碑文に立ち尽す

大正昭和初期の詩歌人北原白秋の詩集中「からたちの花」は作曲され、私の幼少時の愛唱歌となった

枳殼からたちの花に刺されて唱ひましよ

薔薇ばらが好き鼻突き合はす朝な夕

毎年の文楽公演は大和町の恒例行事となつて久しい、涙もろいのか鼻水をすすつて観ることが多い

文楽に泣かぬものかはかなかなや

石川県鶴米町金剣宮の神輿振りは平安時代からすこい（続群書類従）、若衆連が大勢宮から降ろして昼・夜街を練る光景は壮観

天高く神輿みこしが神酒にあふらるる

曼珠沙華まんじゅしゃげ真紅は土から噴かぬもの

鈴虫はねの翅に抱かれて寝いねにけり

福井県武生市の菊華展は広大な敷地に展示、名古屋城のより規模・遊び施設が大きい、だまされたと思つて一度見学に遠行されたい

菊人形なまお国訛りに耳を貸す

大和町郷土史研究会会員名簿

17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	氏名
山田眞人	佐尾チドリ	有代和夫	有代真一	餌取勉	瀧日準一	土松新逸	大野一道	松井賢雄	河合利雄	小池久江	佐藤光一	加藤文蔵	高橋義一	河合俊次	井俣初枝	石神堯生	住所
〃 神路	〃 〃	〃 〃	〃 名皿部	〃 〃	大和町牧	〃 徳永	〃 〃	〃 劍	〃 〃	〃 〃	電話						
八八二二二四	八八三五四四	八八二二二〇一	八八三三九一	八八三三四五	八八二二七〇五	八八二二七三一	八八二二三三〇	八八三三九九一	八八三三五二〇	八八二二五七六	八八三三二〇一	八八二二八〇二	八八三三七九二	八八二二四四六	八八二二七五六	八八二二四二三	摘要
監事	理事・会計					理事			理事・書記		理事・副会長		理事		理事	理事・会長	

					顧問 旗勝美	28 滝日千代美	27 土松貞二	26 本田欽一	25 加我重蔵	24 白石博男	23 杉田安巳	22 佐藤とき子	21 雉野尚子	20 山田賢児	19 堀貞男	18 田中篤	氏名
					大和町劍	〃 〃	〃 〃	大和町牧	〃 〃	白鳥町白鳥	〃 稲成	八幡町城南町四	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 福田	住所
					八八二二二二一	八八三三〇五九	八八三三九八〇	八八三三一六〇	八二二二二三八	八二一三三三五	六五一五〇四五	六五一四三〇三	八八三三五六四	八八三三四三七	八八二二三二七	八八二二七九二	電話
								理事・副会長					理事	監事			摘要

故 鷺見 清さんをしのぶ

佐藤 光 一

大和町郷土史研究会結成発起人のお一人で、本会発展にご尽力をいただいた鷺見 清さんが、平成一五年一月一三日に長逝されました。衷心よりご冥福をお祈りいたします。

温厚なお人柄で、周囲の者たちを惹きつけ、私心のない広い見地から、皆をよくまとめ下さった鷺見 清さん。いつもお人柄に憧れておりました。責任感が強く、町史の編集作業が遅れに遅れていることを、副委員長として随分気になさって、察するに、きつと体調も勝れず大変だったでしょうに、入院なさるつい数日前まで編集室に出勤してくださいました。清さんは、町史の編集を初め、町文化財保護審議委員会では委員長として文化財保護の先頭に立たれ、わが郷土史研究会では理事として、自分の学識を誇示されることなく、常にひたむきに研究に打ち込んでおられました。関係者全員が念願しておりました文化財収蔵展示館がいよいよ建設されることになり、オープンの日を楽しみにしておられたのに、その日を目前にしてお亡くなりになったことは、残念でなりません。私たちはこの悲しみを乗り越えて、本会の発展に努力いたします。

ここに清さんの生前のご遺徳を偲ぶとともに、本誌をご豊前に捧げます。

あ と が き

◆「史苑やまと」第五号は、平成一四年度に発行を計画していたのですが、文化財収蔵展示館建設への取り組み、町史編集の追い込み等々で一年間遅れてしまいました。早くから原稿をお寄せくださっていた皆さんには、お詫びの言葉もありません。ようやく発刊の運びとなり、肩の荷が降ろせた気持ちです。

◆文化財収蔵展示館が建設されオープンしたことは、一五年度中最大の出来事でした。展示に関しては、会員であり、考古学に深い造詣のある佐藤とき子さんの献身的なご奉仕に負うところ大で、またオープン当日および全体会の研修では懇切な解説をいただきました。改めてお礼を申し上げます。

◆今回のご寄稿。高橋義一さんは大和町史編集委員長の立場から、「大和町史料編続編下一・二」の編集について述べられました。佐藤とき子さんは「郡上城第三代目稲葉氏のこと」と題して、稲葉氏と八幡町の深い係わりを資料に基づいて詳しく述べられました。杉田理一郎さんは、前号に続き「郡上の雄 東氏衰亡期の風景（その二）」と題して、安養寺第六世 仲淳を中心に論旨を展開されました。高橋義一さんは、「地方史・日本史の見直し 濃紙の本場は神路中心の村々」と題して独自の論を述べられました。拙稿は、八幡城主金森頼岑（金森家第六代）の「梅窓筆記」を、原文書を添えて、紹介いたしました。文芸欄には、土松新逸さん、高橋義一さんお二人が作品をお寄せくださいました。

◆今回の発行は正常に戻して今年度中に発刊できたらと念願しております。会員の皆様のご研鑽の一端をぜひご寄稿くださいますようお願いいたします。

「史苑やまと」第五号

平成十六年六月十五日 印刷
平成十六年六月十五日 発行

編集発行 大和町郷土史研究会
印刷所 白鳥印刷